

第3次
五所川原市地域福祉活動計画
～ささえあいプラン～

令和6年度～令和10年度

令和6年3月



社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会



はじめに

皆様には、常日頃から地域福祉推進にさまざまな形で関わり、ご尽力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、少子・高齢化、人口減少が進む中で家族形態、暮らし方や地域社会が変化し、家族や地域による相互扶助の希薄化、生活課題の複雑・多様化や福祉ニーズ増大など多くの課題が生じています。

また、頻発する自然災害からの復旧復興に発揮されたつながりの力の尊さに、新たなエネルギーを実感できた一方、日々築き上げた人と人をつなげる機会や各種交流、身近な助け合いの関係性が、新型コロナウイルス感染症拡大で低調になり、生活困窮や心理的分断による孤独・孤立の拡大を経験しました。

このような状況に直面しつつも歩み続けた今、改めてお互いに助け合い支え合い顔が見える地域社会づくりの重要性を認識しています。

私たちは 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会（地域共生社会）を、地域が一体となって創り上げていく地域福祉の行動計画として、これまでの活動のさらなる展開を図るために、第3次となる「五所川原市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画は「つながり広め 支え合うまち」を基本理念に、一人ひとりが福祉活動に参加しやすい環境のもと、住民をはじめより多くの団体、企業、関係機関、行政等がつながり、お互いに協働して地域で取り組む総合的な力である地域力を大きく育て、地域の活性化、地域の新たな価値の創造と地域福祉の向上に皆様と一緒に取り組んでいくものであります。

ともに歩むこの活動の先には、一人ひとりが願うしあわせの姿があると信じております。

今後もより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

むすびに、本計画策定にご尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
会長 乗 田 孝 一

目 次

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の策定方法	3

第2章 五所川原市の状況

(1) 人口の状況	5
(2) 世帯の状況	6
(3) 高齢者の状況	7
(4) 障がいのある人の状況	8
(5) 子育て世帯の状況	8
(6) 被保護世帯の状況	9
(7) 自殺者の状況	9

第3章 地域福祉活動の課題と方向性

(1) 地域でともに支え合える仕組みづくり	10
(2) 災害時にも生かせる助け合いの心の醸成	10
(3) 自分らしい暮らしを守り、社会全体で支援	11
(4) 複雑化するニーズに対応できる支援体制の整備	11
(5) 社協の認知度向上と地域福祉を支える基盤強化	12

第4章 計画の目指すもの

(1) 基本理念	13
(2) 基本目標	13
(3) 計画の体系図	14
(4) 具体的な取組	
基本目標 1	
ともに支えあい、助け合える『地域づくり』	15
基本目標 2	
地域での支え合いを担う『人づくり』	21
基本目標 3	
自分らしい暮らしを尊重『環境づくり』	26
基本目標 4	
複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』	30
基本目標 5	
地域福祉活動を支える『基盤づくり』	39

■ 資料

・ 市民アンケート調査結果報告（一部抜粋）	45
・ 福祉ニーズのヒアリング	60
・ 五所川原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	61
・ 五所川原市地域福祉活動計画策定委員会名簿	62
・ 五所川原市地域福祉活動計画作業部会名簿	63
・ 五所川原市地域福祉活動計画策定経過	64

第1章

計画策定にあたって

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の策定方法

(1) 計画策定の背景と目的

五所川原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、2019 年 3 月に「第 2 次 五所川原市地域福祉活動計画～ささえあいプラン～」を策定し、「笑顔でつながり 幸せあふれる ごしょがわら」を基本理念として、地域住民・関係機関の理解と協力のもと、安心と人とのつながりを感じる福祉のまちづくりを推進してきました。

近年、ますます少子高齢化と核家族化が進み、地域のつながりが希薄化し、私たちを取り巻く環境が変化しております。また、家庭内での問題は外からは見えにくく、8050 (1) や ダブルケア (2) や ヤングケアラー (3)、生活困窮や引きこもりなど世帯が抱える複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

こうした状況に対応していくため、国では支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会の実現」に向けた改革を進めています。

また新たな事業として「重層的支援体制整備事業」も創設され、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化しています。

近年頻発する地震や水害など自然災害に対する備えや、そのための地域コミュニティの再構築など、災害に強いまちづくりも必要となってきております。防災への意識を高め、日頃から顔の見える関係を構築し、相互に支え合う福祉社会の構築を目指します。

第 2 次計画策定から 5 年が経過し、新たな課題に対応するため、また、社協の取り組みをさらに進化・発展させていくことを目的に、「第 3 次五所川原市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

(1) 2010 年代以降、長期化した引きこもりに関する社会問題（80 代の親と 50 代の 子どもの組み合わせによる生活問題）です。

(2) 「子育て」「介護」の時期が重なり、両方を平行して行う状態のことで、身体的及び精神的負担が大きく、複合的課題を指します

(3) 「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのことです。

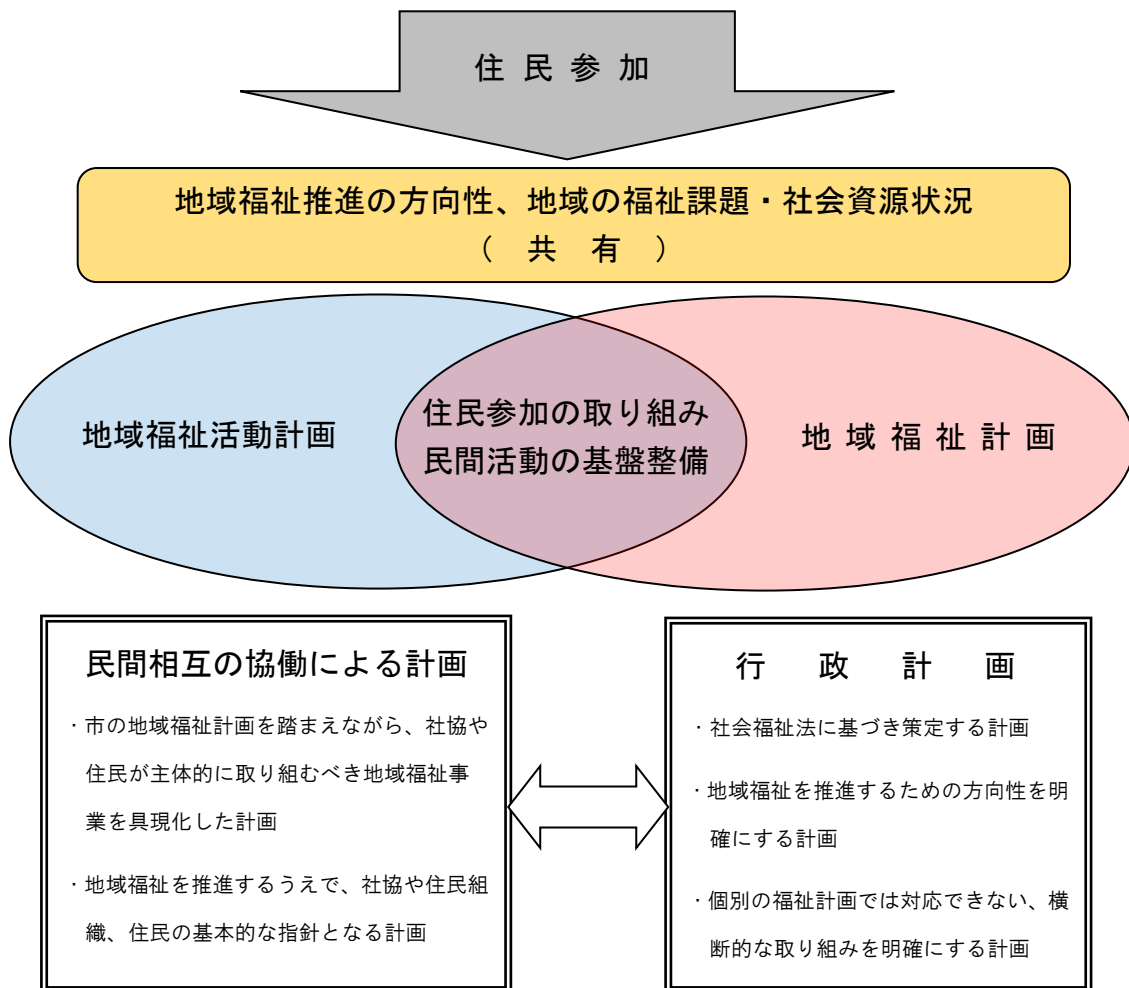
(2) 計画の位置づけ

地域福祉活動計画とは、社協が呼びかけ、地域住民をはじめ、地域の社会福祉関係者や福祉サービス事業者、ボランティア、行政等が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する「民間の活動・行動計画」です。

その時代に必要な地域福祉ニーズへの対応や、地域固有の福祉課題の解決のため、住民や民間団体が行うさまざまな活動を組織立てて進めることを目指して、体系的かつ年度ごとの取り組みを定めるものです。

また、本計画は市が策定する「五所川原市地域福祉計画」と、相互に補完し合うため整合性を図り連携しながら、地域福祉を推進する関係にあります。

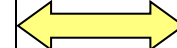
《「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係性》



(3) 計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします（五所川原市地域福祉計画も同期間で策定）。

計画期間中は、社協ならびに市が実施する諸調査の結果や、地域状況・社会情勢等をふまえ、必要に応じ、計画の事業評価・修正を行います。また、次期活動計画についても策定を予定しています。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
五所川原市 地域福祉 活動計画	 第 3 次計画 開始	必要に応じて事業評価・修正			 第 4 次計画 策定作業	 第 4 次計画 開始
五所川原市 地域福祉計画						

(4) 計画の策定方法

1. 地域福祉活動計画策定委員会の設置

五所川原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（令和 5 年 5 月 1 日施行）に基づき、令和 5 年 7 月 25 日に地域住民や民生委員児童委員、社会福祉団体関係者等の 16 名の委員に委嘱し、策定にあたりました。

2. 地域福祉活動計画作業部会の設置

社協職員 10 名を各部署から作業部会員として任命し、計画原案づくりを進めました。

3. 社協職員アンケートの実施

計画策定にあたり、職員の意向を確認し、共通認識のもと、ひとつの目標に向かい一丸となって取り組むため、職員アンケートを実施しました。

4. 市民アンケート調査の実施（協力：五所川原市）

地域福祉に係る市民意識とニーズを把握し、計画原案づくりの基礎資料とするため、市が実施した「五所川原市 福祉に関するアンケート調査」の中に、本計画策定に必要な調査項目を入れ、その調査結果報告書を提供していただきました。

調査の実施方法と結果

調 査 対 象	市内に住民票をもつ 18 歳以上の市民
調査の時期と方法	令和 5 年 7 月 郵送による配布・回収
配 布 数	3,000（無作為抽出）
回 収 数 と 回 収 率	有効回収数：1,083 人 回収率：36.1%

5. 福祉ニーズのヒアリング

住民の皆さまからの意見や提案等を計画に反映させるため、各種会合等に社協職員が出向き、意見の吸い上げを行いました。皆さまからいただいたご意見は巻末資料に記載しています。

6. パブリックコメント（意見公募）の実施

令和 6 年 2 月 7 日から 2 月 21 日まで、本計画（原案）を社協ホームページ上に公開し、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章

五所川原市の状況

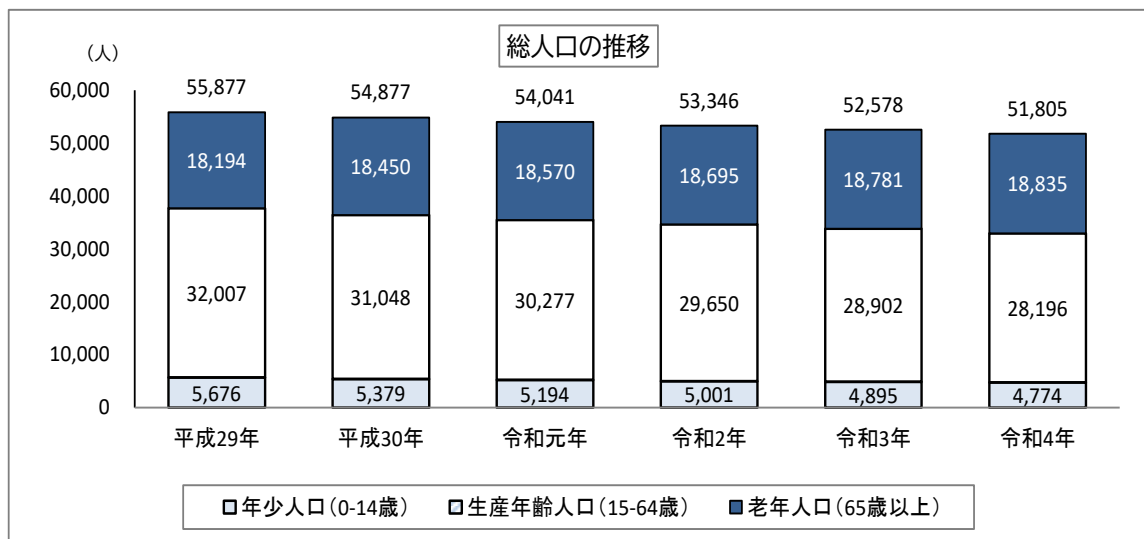
- (1) 人口の状況
- (2) 世帯の状況
- (3) 高齢者の状況
- (4) 障がいがある人の状況
- (5) 子育て世帯の状況
- (6) 被保護世帯の状況
- (7) 自殺者の状況

(1) 人口の状況

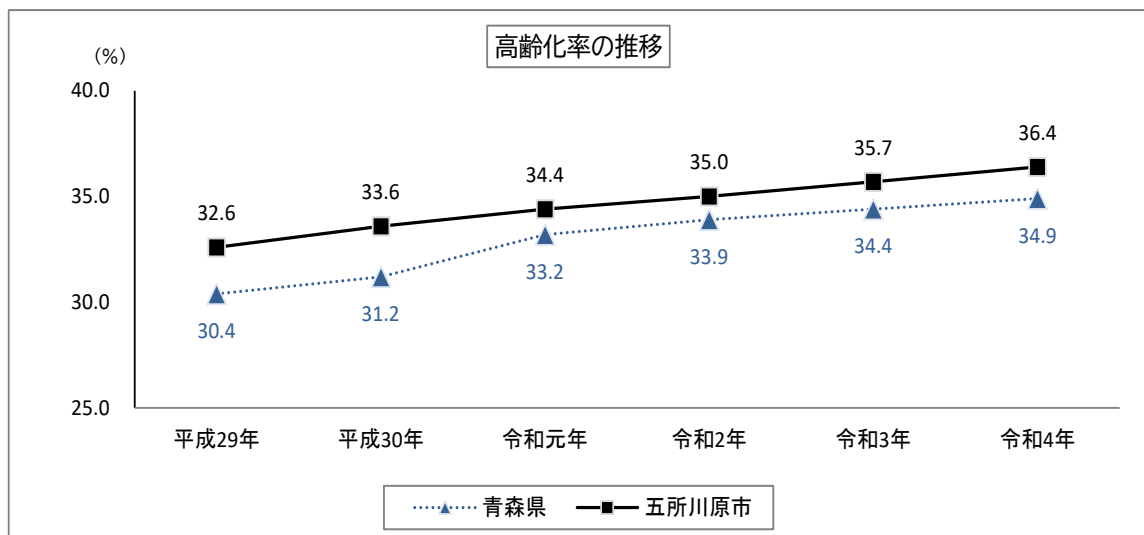
市の人口は、平成29年の55,877人から令和4年の51,805人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

また、高齢化率も年々増加傾向で推移し、令和4年には36.4%となっており、青森県全体の34.9%よりも高い状況です。



出典：住民基本台帳(各年9月末時点)



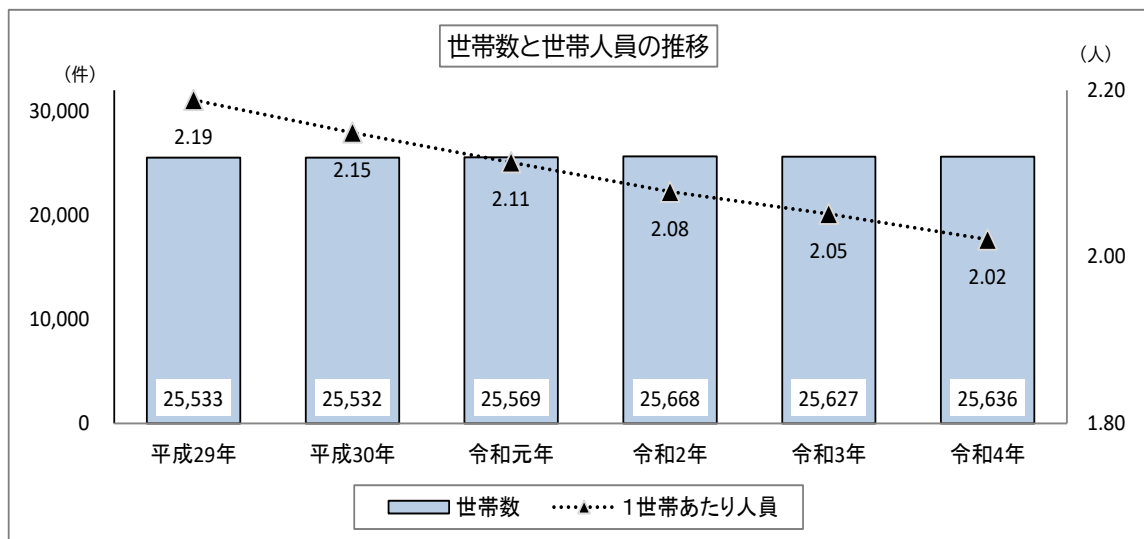
出典：住民基本台帳(各年9月末現在)

(2) 世帯の状況

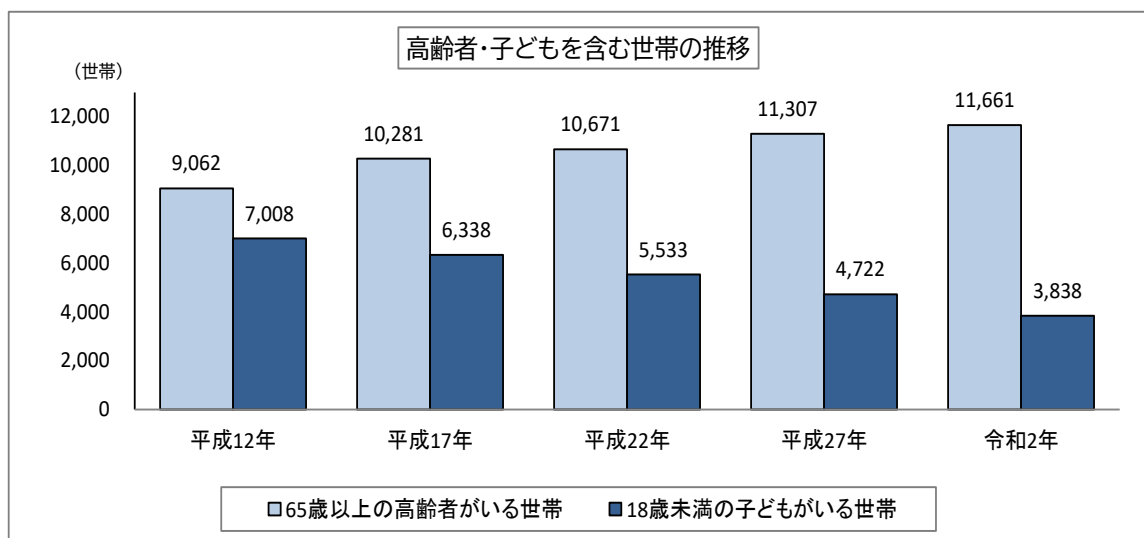
世帯数については、平成 29 年の 25,533 世帯から令和 4 年の 25,636 世帯とほぼ横ばいで推移しています。

一方、1 世帯あたりの人員については平成 29 年の 2.19 人から令和 4 年の 2.02 人と減少傾向であることから、子育て家庭の核家族や、高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

また、高齢者を含む世帯も増加しており、令和 2 年時点で 11,661 世帯と、総世帯の約 45%となっています。



出典：住民基本台帳（各年 9 月末現在）



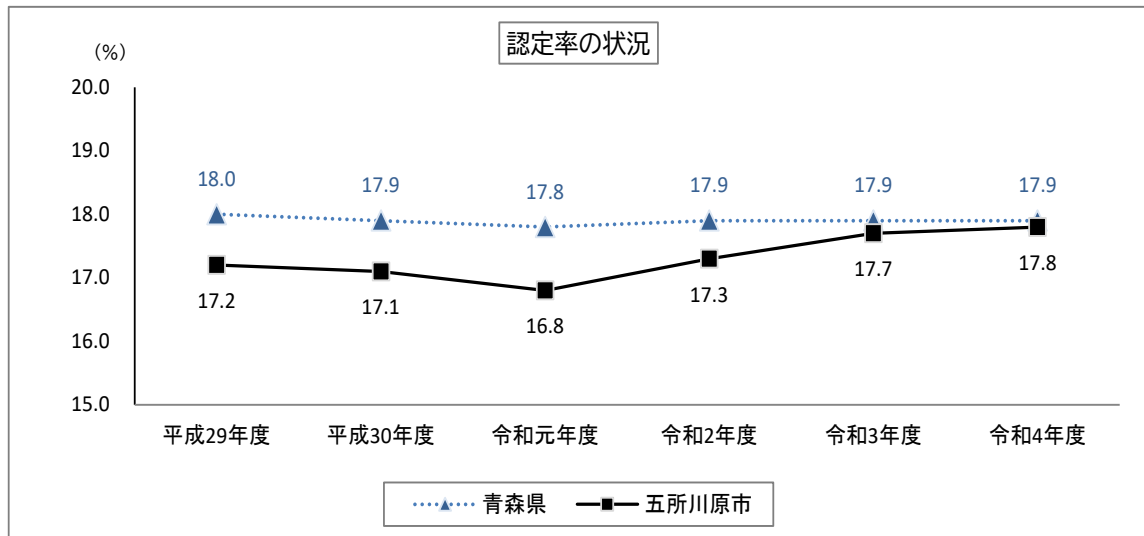
出典：国勢調査

平成 12 年は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計

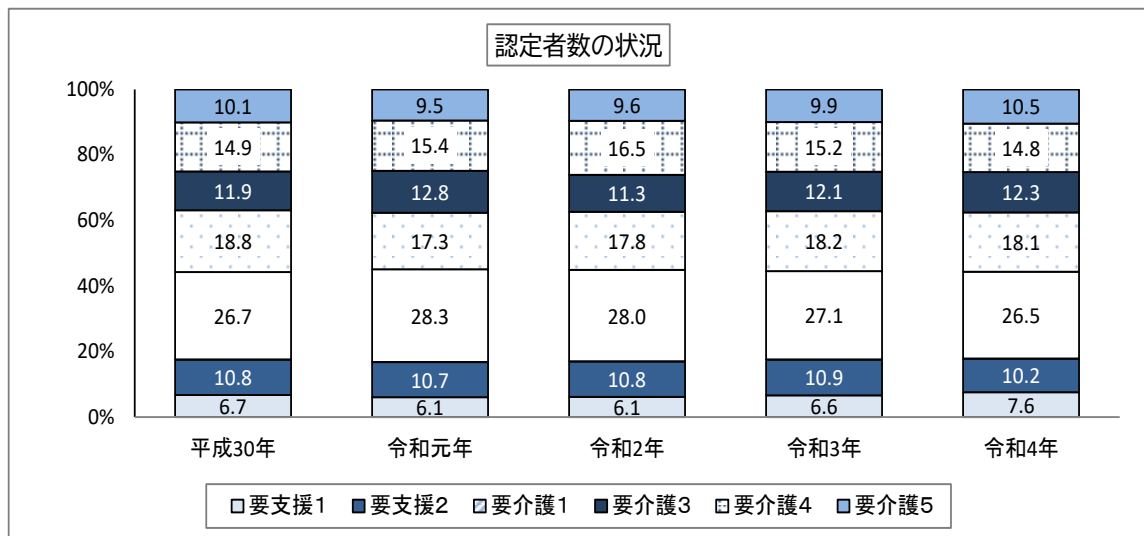
(3) 高齢者の状況

要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者の状況をみると、本市の認定率は令和元年より増加傾向で推移し、令和4年度末時点で17.8%となっており、青森県全体と同じくらいの認定率になっています。

認定者の程度別の割合をみると、構成比は経年で大きな変化はないものの、全ての年で要介護1の割合が最も多くなっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（年度末時点）

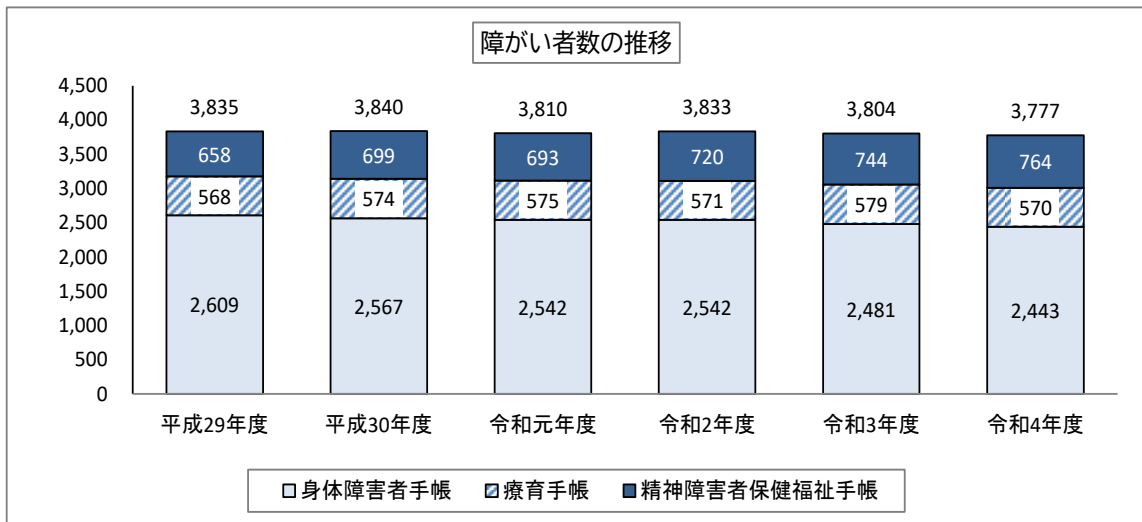


出典：五所川原市介護保険事業計画（各年9月30日現在）

(4) 障がいのある人の状況

障がいのある人（障害者手帳所持）は、平成 29 年度の 3,835 人から令和 4 年度の 3,777 人とほぼ横ばいで推移しています。

手帳の内訳では、身体障害者手帳は減少傾向で推移していますが、療育手帳所持者はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。



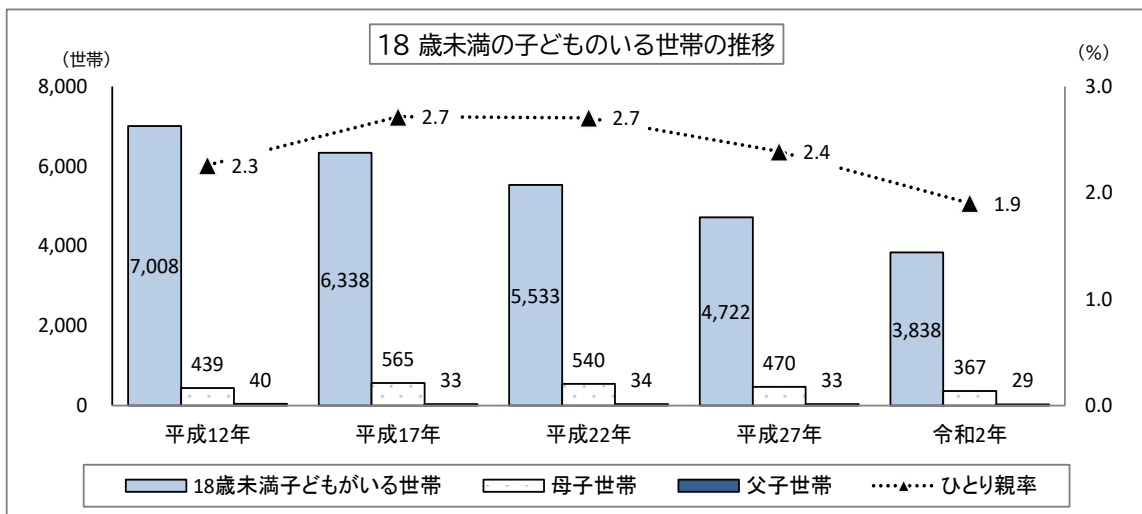
出典：五所川原市福祉政策課調べ

(5) 子育て世帯の状況

18 歳未満の子どもがいる世帯の状況については、平成 12 年の 7,008 世帯から令和 2 年の 3,838 世帯と減少傾向で推移しています。

また、母子世帯や父子世帯などの「ひとり親世帯」についても総世帯数と同様に近年減少しています。

総世帯数に占めるひとり親率も近年減少し、令和 2 年には 1.9%となっています。



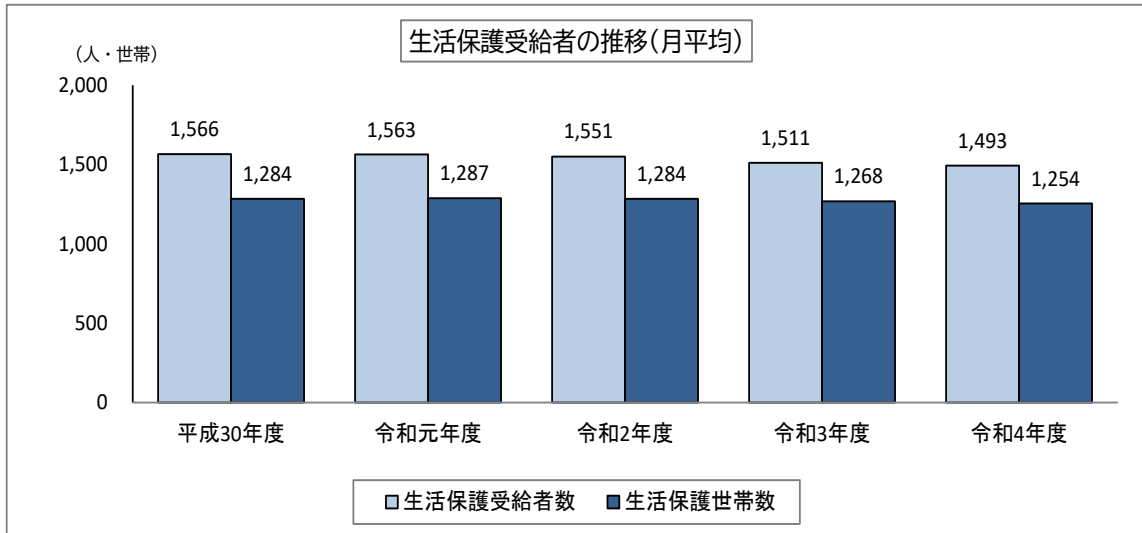
出典：国勢調査

平成 12 年は、旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村の合計

(6) 被保護世帯の状況

生活保護の受給者数については、平成 30 年度の 1,566 人から令和 4 年度の 1,493 人と若干の減少で推移しています。

また、生活保護世帯も、平成 30 年度の 1,284 世帯から令和 4 年度の 1,254 世帯と若干の減少で推移しています。

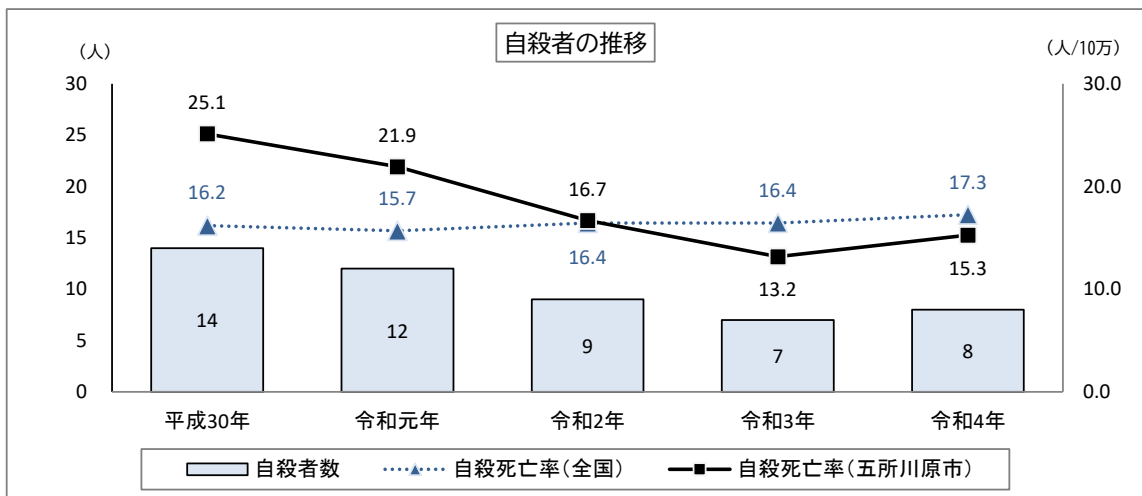


出典:五所川原市生活応援課調べ

(7) 自殺者の状況

平成 30 年以降の五所川原市における自殺者の数は、平成 30 年の 14 人が最も多く、令和 3 年の 7 人が最も少なくなっています。

人口 10 万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率を、全国と比較すると、令和 2 年までは全国を上回っていましたが、令和 3 年以降は全国を下回り、令和 4 年では 15.3 人となっています。



出典:厚生労働省(地域における自殺の基礎資料)

第3章

地域福祉活動の課題と方向性

- (1) 地域でともに支え合える仕組みづくり
- (2) 災害時にも生かせる助け合いの心の醸成
- (3) 自分らしい暮らしを守り、社会全体で支援
- (4) 複雑化するニーズに対応できる支援体制の整備
- (5) 社協の認知度向上と地域福祉を支える基盤強化

本計画を検討していくうえで、本市の現状や市民アンケート調査結果、第 2 次計画の評価や福祉ニーズのヒアリングから、今後取り組みを強化する必要がある重点的な福祉課題は次の通りです。

(1) 地域でともに支え合える仕組みづくり

少子高齢化や子育て世帯の核家族等の進行に伴い、五所川原市においては、1 世帯あたりの人員は 2.02 人と年々減少し、高齢者を含む世帯も令和 2 年時点で 11,661 世帯と、総世帯の約 45%となっています。

また、アンケート調査では、隣近所との付き合いについて、「会えば挨拶をする」が 5 割を超えているものの、「困った時に助け合える」と「お互いの家を訪問し合う」については 2 割弱となっており、近所づきあいの希薄化がみられます。

日頃の挨拶を通じて顔の見える関係を目指し、生活の中でのちょっとした困りごとを町内会等の小地域で解決するなど、ともに支え合える関係を目指し、関係機関との連携を図ります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 災害時にも生かせる助け合いの心の醸成

近年、異常気象によると思われる局地的豪雨や水害、また大規模な地震等により、各地で被害が発生しております。五所川原市においても例外ではなく、地域での減災・防災における自助・共助の重要性が高まってきています。

アンケート調査によると、地域における防災訓練について「知らない」が 58.9%、地域で防災研修会があれば参加するかの質問に対して「参加しない」が 33.9%となっており、防災意識の向上が必要だと感じられます。

社協では、市と「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」を結んでおり、令和 5 年 8 月大雨災害においては災害ボランティアセンターを設置しました。復旧に向けてのボランティアニーズを受付し、県内外から参加したボランティアとのマッチングを行いました。

また、アンケート調査では「ボランティア活動に参加したことはない」が 73.4%、「ボランティア活動に関心はあるが機会がない・時間がない」が 58.2%となっており、ボランティア活動に対する障壁があることが分かります。

災害時の助け合いのためには、日頃からの声掛けやともに支え合える地域づくり、助け合いの心の醸成が必要と思われます。

(3) 自分らしい暮らしを守り、社会全体で支援

誰もがその人らしく暮らし続け、すべての住民の尊厳が守られ、一人ひとりの権利が擁護されなければいけません。

最近では、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、喫緊の課題であります。

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用に関する法律」を国が公布し、同年 5 月に施行されました。この法律に基づき、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しました。

本会でも権利擁護支援の推進とともに、成年後見制度利用促進を地域連携ネットワークの中心となってコーディネートしていかなければなりません。

アンケート調査によると成年後見制度を「言葉だけ知っている」が 36.6%と最も多く、制度の内容が分からない市民が多いのが現状です。広報活動の強化も求められると考えます。

(4) 複雑化するニーズに対応できる支援体制の整備

ひとり暮らしの世帯が増えたこと、コロナ禍で人間関係の希薄化が一段と進んだことなどもあり、複雑化・複合化した福祉ニーズを抱える人が更に増加したと指摘されています。例えば引きこもりや 8050 問題、ヤングケアラーなど、制度の狭間にあって必ずしも十分に対応しきれていない課題も顕在化しているとして、「制度から人を見るのではなく、“その人の生活を支えるために何が必要か” という観点が大切」だと認識されています。

具体的な対策としては、世代や属性を超えて様々な人が交差する居場所づくり、高齢者、障がい者といった“属性別”から属性を問わない支援への転換、支援の申請を待つ「受動型」から積極的に出向いて発見・提案する「能動型」への転換、デジタルを活用した時間や空間を超えた新たなつながり、支え合いの創造などが求められます。

アンケート調査によると、市民が社協に期待することは、「地域で発生している福祉課題を把握し、市民に情報提供をしてほしい」が 35.2%となっており、直接的な支援の他に間接的な支援も求められていると考えます。

(5) 社協の認知度向上と地域福祉を支える基盤強化

社協は地域福祉推進の組織として活動していますが、社協の認知状況は、「車椅子やベッドなどの福祉用具の貸出」が30.0%、次いで「特にない」が29.5%、「高齢者や障がい者等の相談やサービスの提供」が23.0%でした。

また、社協に期待することとして、「お年寄りや障がいのある人など生活に困っている人を直接助けてほしい」が37.6%で最も多く、次いで「地域で発生している福祉課題を把握し、市民に情報提供をしてほしい」という声も多くありました。

社協は子どもから高齢者まで、地域に暮らす全ての人達の日常生活における心配ごと等の相談を受け付けているものの、高齢者や障がい者、生活に困っている低所得者等の利用機関という印象が強く、不安があっても利用できずにいる人が存在しています。

本市の地域福祉活動を推進していくためには、社協の認知度を上げる取り組みや、貴重な財源となる社協会費・共同募金等への住民の理解と協力が不可欠です。

今まで以上に地域に出向いて住民と接する機会を増やすことで、顔の見える関係を深め、社協への住民理解を促します。

また、情報提供方法の工夫・充実を行い、幅広い関係機関・団体等との連携・協働による課題に対応することができる基盤を整備・強化していきます。

第4章

計画の目指すもの

- (1) 基本理念
- (2) 基本目標
- (3) 計画の体系図
- (4) 具体的な取組

(1) 基本理念

つながり広め 支え合うまち

社協では、2019年3月に「第2次地域福祉活動計画」を策定し、五所川原市の地域福祉の推進に取り組んできました。この間、一定の成果が得られたものもあれば、更なる見直しや新たな取組が必要とするものもありました。

第2次計画を振り返り、また近年の社会情勢を踏まえ、地域の皆様の声を伺い、今後5年間の目指すべき姿として、「第3次地域福祉活動計画」の基本理念を「つながり広め 支え合うまち」としました。

第2次計画の基本理念、「笑顔でつながり 幸せあふれる ごしょがわら」を引き継ぎつつも更に発展させ、社協の原点である「地域福祉の推進」という基本に立ち返り、人や地域、多様な主体と新たにつながりを強くし、広め、さまざまな関係機関などとともにつながり続けることを目的としています。

つながり続けることでの信頼や安心していつでも相談できる気軽な環境を作り、この地域に生きる住民として誰もが安心して暮らせるまちとなるよう、本計画を策定し、市民と協働しながら、その実現に向けて計画的な地域福祉の推進に努めます。

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、本計画では次の5つの基本目標を定めます。

基本目標 1 とともに支え合い、助け合える『地域づくり』

基本目標 2 地域での支え合いを担う『人づくり』

基本目標 3 自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』

基本目標 4 複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』

基本目標 5 地域福祉活動を支える『基盤づくり』

(3) 計画の体系図

基本理念

基本目標

基本計画

つながり広め
支え合いまち

基本目標 1

ともに支え合い、助け合える
『地域づくり』

① 住民主体の地域福祉活動の推進

② 地域の交流の場・機会の創出

③ 福祉当事者団体への支援と活動連携

基本目標 2

地域での支え合いを担う
『人づくり』

① ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

② 災害に強いまちづくり

③ 福祉意識の醸成

基本目標 3

自分らしい暮らしを尊重する
『環境づくり』

① 権利擁護の充実

② 当事者の社会参加の促進

基本目標 4

複雑化したニーズを受け止める
『仕組みづくり』

① 地域生活を支える福祉サービスの充実

② 安心を支援しよりそう事業の推進

③ 身近で相談できる体制づくり

④ 新たな課題に対応する取り組み

基本目標 5

地域福祉活動を支える
『基盤づくり』

① 広報・啓発活動の充実

② 組織体制の強化

③ 財政基盤の確保・強化

④ 指定管理者制度の取り組み

(4) 具体的な取り組み

5つの基本目標を達成するためのそれぞれの手段（基本計画）と、具体的施策（実施計画）を設定します。

基本目標1 とともに支え合い、助け合える『地域づくり』

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

【現状】

五所川原市でも少子高齢化の進行、社会交流の希薄化などの影響により、地域で孤立する住民が増えています。

社協では、市内に13の地区社協（うち2つは支所）が組織され、地域におけるネットワークの構築や、共同募金を活用した町内会への助成、見守り活動の推進を展開しています。

地域見守り支え合い事業では、約30の町内会が地域住民同士の見守りや夏祭りなどの多世代交流、ふれあいほっとサロンなどを行っています。

【今後の取組】

顔の見える小地域において、住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動を強化、育成、支援等を行うとともに、地域福祉の向上を図るため、住民個人や団体、行政等が相互に連携するネットワークを構築し、地域社会全体で見守る体制づくり、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（地域における共助の基盤づくり事業）	地域住民の理解を広める活動を行い、協力により、困っている方を早期発見し、つながることで相談できる体制づくりを行います。			社協	市受託金
	また、高齢者や障がい者等が共に支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町内会単位・地区社協単位において、住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動を推進します。			市 町内会 民生委員児童委員 民間事業者 関係機関	
	R6	R7	R8	R9	R10
実 施					

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
地域見守り支え合い事業	希薄になりがちな近隣交流の再生と福祉力向上を目的に、見守り活動や交流活動等を展開する町内会に、助成金の交付・支援を行います。地域住民の日常的な見守り支援を図るとともに、地域課題の掘り起こしと解決に向けた取り組みを進めます。			社協 町内会 民生委員児童委員 関係機関 民間事業者等	共同募金配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ひとり暮らし高齢者のつどい	各地区社協が主体となり、地域のひとり暮らし高齢者を参集し、それぞれの地区資源を活かした内容や会食等で参加者相互の交流や生活意欲の向上を図ります。			社協 地区社協 民生委員児童委員 関係機関・団体	社協会費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



見守りネットワーク活動促進事業
（近隣者の訪問で生活の安心感も高まっています）



除排雪たすけあい事業
（高齢者の重労働、不安を町内会で軽減）

基本計画② 地域の交流の場・機会の創出

【現状】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、さまざまな交流機会を激減させました。誰もが閉じこもることなく、つながり、支え合える地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした身近な交流づくりや、つながりが増え、地域全体のネットワークへと広がっていくことが重要と考えます。

現在は 8 カ所でふれあいいきいきサロンを行っており、手先を使っの作品づくりやミニ運動会、季節ごとの行事などを楽しんだりしています。

また、野菜を持ち寄り、おしゃべりをしながらの昼食は楽しく、心の栄養にもなっています。

【今後の取組】

さまざまな居場所で住民の声を聞き、地域で暮らしていく上での困りごとなど住民の課題を聞き取りし、その地域の力を活かした課題解決を目指します。

また、人との交流を持つことで心身の健康向上を図ることができるサロンなどの居場所づくりや支援も行います。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
生活支援体制整備事業 （市受託事業）	地域資源の把握、生活支援サービスの開発、サービス提供主体間のネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターを設置し、市内全体をカバーします。 住民の不安ごととその対応策と一緒に考えながら、地域における高齢者等の暮らしの安心体制の整備に向けた取り組みを強化します。			社協 市 民生委員児童委員 町内会 社会福祉法人等 ボランティア団体等	市受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ふれあいいきいきサロン事業	集会所等を会場に、地域の高齢者やボランティアが自主的に月 1 回程度交流し、閉じこもりや認知症予防を図るとともに、生きがい・仲間づくりの輪を広げます。			社協 ボランティア	共同募金配分金 利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



(地域にある助け合い資源を
探し出す研修)



生活支援体制整備事業・生活支援コーディネーターの研修会参加



ふれあいいきいきサロン事業
(おしゃべりが気軽な交流のきっかけに)

基本計画③ 福祉当事者団体への支援と活動連携

【現状】

つがる西北五圏域で活動している一部の福祉関係団体の事務局を担っています。団体によっては高齢化し、新しく会員になる方が減ってきております。

【今後の取組】

団体目的の遂行が市民福祉の向上につながるよう、関係機関と連携しながら多面的な支援を行います。

また、地域に根付いている地区社協の活動が活発に展開できるように支援し、協働活動を行います。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
福祉団体事業 支援	下記の福祉団体の事務局を担い、多面的支援を行います。 ○五所川原市ボランティア連絡協議会 ○五所川原市共同募金委員会 ○五所川原市老人クラブ連合会 ○五所川原市身体障害者福祉会 ○西北五手をつなぐ育成会 ○五所川原市母子寡婦福祉会			社協 市 関係機関・団体	社協会費等 事務委託金 共同募金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
地区社協・福祉団体活動費 助成事業	地域の福祉ニーズに即した、住民主体の細かな事業活動を展開するにあたり、地区社協及び福祉団体等に対して助成金を交付し、地域福祉の推進を目指します。			社協 地区社協 関係機関・団体	共同募金配分金 社協会費等 歳末たすけあい配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



五所川原市ボランティア連絡協議会 「立佞武多観覧サービス事業」
（送迎や見守り支援をして立佞武多を気軽に観覧）



五所川原市共同募金委員会 「街頭募金」
（子ども達も赤い羽根募金への協力呼びかけ）

基本目標2 地域での支え合いを担う『人づくり』

基本計画① ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

【現状】

社協に五所川原市ボランティア・市民活動センターを設置し、ボランティア活動促進のための取り組みを進めてきました。

しかし、新型コロナウイルスの影響を受け、イベント等が中止になり、ボランティア自身も感染症対策で活動を控えるなど活動する場が少なくなりました。現在は人の往来に関する行動制限も緩和され、コロナ禍前に戻りつつありますが、依然としてボランティア活動に関心を持つ担い手不足が課題となっています。

【今後の取組】

紙面による情報発信の効果とともに、LINE 等の SNS の活用も加えた複合的な情報発信を行いながら誰もが情報を得やすく、気軽に行動できるようにし、ボランティアメニュー化などを行いながらボランティアセンターの機能強化を図ります。

また、ボランティア活動を通じて特に高齢者が楽しんで参加できる「アクティブシニアポイント事業」も始まりました。福祉施設などのボランティアを通じて社会への参加や多様な活動を広げ、健康寿命の延伸を図っていきます。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業	ボランティア情報の提供や各種相談、人材育成等を通して、個人・団体ボランティアなどの支援・コーディネートを行い、継続的な参加へのきっかけづくりを進めていくとともに、ボランティアセンターの機能強化・充実を図ります。			社協 市 五所川原市ボランティア連絡協議会 ボランティア 関係機関・団体	自主財源 プラタブ回収事業
	R6	R7	R8	R9	R10
	強化				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
アクティブシニアポイント事業	市内に居住する 65 歳以上で、要介護認定（要支援を除く）を受けていない方を対象に、アクティブシニア活動の実績に応じてポイントを付与し、高齢者の社会参加により、健康寿命の推進を目指します。			市 社協 社会福祉法人 ボランティア団体	市受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
福祉サポーター養成講座	住民同士でお互いに支え合う地域社会の構築を目的に、福祉への関心・理解を深めるための積極的な学習機会を広げ、その学習をサポートする協力者の養成に努めます。			社協 地域住民 ボランティア 関係機関	共同募金配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



五所川原市ボランティア・市民活動センター
「高校生による除雪作業」
（個人や団体がそれぞれにできる活動を結びつけます）

基本計画② 災害に強いまちづくり

【現状】

自然災害が多発する中、令和４年８月の大雨災害は五所川原市内でもたくさんの被害がありました。被災後は住民が近隣同士で支え合い、声を掛け合う姿が見られました。

五所川原市からの要請で立ち上げた五所川原市災害ボランティアセンターでは、復旧のためのニーズ調査や、県内外からのボランティアのマッチングなどのコーディネートを行いました。

【今後の取組】

いざという時に円滑に行動できるよう、日頃から多種多様な団体、市内企業や関係機関等とのネットワークの構築に努めます。

また、ボランティアに必要な資材を保管しながら２市４町（五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）と円滑に連携を整え、突然の災害時にも対応できる日頃からの災害にも強いまちづくりを目指します。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市災害ボランティアネットワークの構築	地震等の大規模災害の発生時に、「災害ボランティアセンター」を円滑に運営できるよう、関係機関・団体等との平常時からのネットワークの強化に努めます。			社協 市 町内会 五所川原市ボランティア連絡協議会 ボランティア 関係機関・団体 企業	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	強化				



令和４年８月
災害ボランティアセンター活動
（住民の困りごとの把握から多くのボランティア活動が始まります）

基本計画③ 福祉意識の醸成

【現状】

支え合いの心、他者を思いやる心や福祉の心を醸成するには、その機会を増やすことが必要で、特に子どもたちから福祉に関する体験学習や福祉施設等への見学・交流活動も重要な点です。

また、福祉教育サポーターとして地域住民がボランティアで参加し、地域の子ども達を地域住民で育てる活動もしています。

市内小中学校や高校、地域住民・市内企業からの依頼によるふくし出前講座を行っています、依頼数が横ばいの状態です。

【今後の取組】

これからは出前講座のメニューを魅力的にし、小団体にも周知を幅広く行い、五所川原市内にある社会福祉法人等と連携しながら、五所川原市全体で福祉意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市社会福祉大会	多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、住民の社会福祉に対する理解・連携を深め、福祉意識の高揚を図るための行事を開催します。 また、参加者拡大のための工夫や周知に努め、さらなる啓発を目指します。			社協 市 民生委員児童委員 学校 関係機関・団体 社会福祉施設	共同募金配分金 社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ふくし出前講座	市民からの依頼や要望に応じ、社協職員やボランティアを講師として派遣し、介護教室や福祉体験等の出前講座を開催することにより、市民の福祉への理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進します。			社協 町内会 学校 関係機関・団体 ボランティア	共同募金配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



五所川原市社会福祉大会
（活動参画の啓発や功労者表彰）



ふくし出前講座
「車椅子バスケットボール体験」
（車椅子の操作に苦労しながら、スポーツで障がい者理解）

基本目標3 自分らしい暮らしを尊重する『環境づくり』

基本計画① 権利擁護の充実

【現状】

高齢化や親族支援の脆弱化も進行し、さらに認知症や知的障がい、精神障がいなどにより権利擁護支援を必要とする方が増加しています。

社協では、これまでの権利擁護センターごしょがわらの機能を広域圏に広げて拡充する効果を見込み、令和5年度からは西北五圏域（五所川原市・つがる市・鶴田町）権利擁護センターを受託し、対象地域の権利擁護支援に関するより多様な相談に迅速に対応してきました。

【今後の取組】

今後のニーズ拡大に対応する後見等の受任者不足の共有、本会実施の日常生活自立支援事業や法人後見制度利用の広報を行います。

また、入院時や施設入所時に求められる身元保証人や死後事務処理の課題には、関係者協議や理解を求める活動を続けます。

今後、成年後見制度を含めた当事者に最適な権利擁護事業をより充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めています。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
西北五圏域（五所川原市・つがる市・鶴田町） 権利擁護センター	成年後見制度の促進のため、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うために設置しています。「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の進行管理機能を行い、円滑な運営（事務局機能）を行っていきます。			社協 2市1町（五所川原市・つがる市・鶴田町） 関係機関	2市1町受託金
	① 権利擁護の相談支援機能	② 権利擁護支援チームの形成支援機能	③ 権利擁護支援チームの自立支援機能		
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
権利擁護センターごしあがわら運営事業	高齢者や障がい者等で支援が必要となる方の権利擁護に関し、関係機関・関係者がネットワークを構築し、各種サービス事業の効果を向上させ、地域住民の権利を護るための方法、制度活用を支援します。			社協 県社協 市 関係機関	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
日常生活自立支援事業 （県社協受託事業）	判断能力が不十分となった高齢者や障がい者等に対し、福祉サービスを適切に利用できるよう一連の援助を行い、それに伴う日常的な金銭管理や書類等の預かりなどで、地域生活を支える支援を行います。また、市などの関係機関と連携した取り組みを図り権利擁護の推進を図ります。			社協 県社協 生活支援員 関係機関 管内社協（鶴田町・中泊町）	県社協受託金 利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
成年後見人等受任事業	成年後見人等の候補者を得ることができない高齢者や障がい者等に対し、社会生活においてさまざまな法律行為を必要とする場合に、身上監護・財産管理を行い、法的に保護し自立を支えます。			社協 県社協 市 関係機関	後見報酬
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
財産あんしんサポート事業	高齢者や障がい者等が保有する財産の保全・確保と、死後事務委任契約に基づいたその適正な執行により、安心して日常生活を送ることができるよう支援します。 親族環境や社会ニーズを見極め、市民が安心できる支援ができるよう努めます。			社協 関係機関	利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

基本計画② 当事者の社会参加の促進

【現状】

障がいを持った方やその家族等、高齢者がレクリエーションや地域を代表する「立佞武多」に参加するなど、高齢者・障がい者の社会参加を住民協働で促進していますが、令和２年度から新型コロナウイルス感染症の影響で集まることができず、代替事業や規模縮小したものを元に戻しつつ、新たな手法も取り込む展開へと進みつつあります。

【今後の取組】

あらゆる場面からノーマライゼーションの理念が広がるまちとなるよう、さまざまな多くの個人や団体がそれぞれの特性を活かしたボランティア支援により、参加者もボランティアも笑顔で楽しめるような事業展開を目指します。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
愛の輪レクリエーション大会 （県社協・市補助事業）	市内の障がい児・者、その家族、ボランティア、地域住民等が一堂に会しレクリエーションを通じて交流・親睦を図り、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者の社会参加の促進・機会確保を図ります。 また、地域住民や各種団体のさらなる参加協力を求め、地域ぐるみの活動の発展を目指します。			社協 市 学校 社会福祉施設 ボランティア ライオンズクラブ 手をつなぐ育成会	共同募金配分金 県社協補助金 市補助金 ライオンズクラブ協賛金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ケア付き立佞武多実施事業	地域を代表する祭りである「五所川原立佞武多」を誰もが一緒に満喫できるよう、ボランティアが結集して介助や送迎の環境を整え、参加したいと願う在宅の高齢者や障がい者の希望実現を支援し、障がい者の社会参加の促進、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。			社協 市 ボランティア 運行団体 関係機関・団体 つがる西北五管内社協	共同募金配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



愛の輪レクリエーション大会
 (ボランティアがサポートしながら楽しいゲームで笑顔がたくさん見られています)



ケア付き立佞武多実施事業
 (みんなで一緒に ♪やってみれやってみれ～)

基本目標4 複雑化したニーズを受け止める『仕組みづくり』

基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの充実

【現状】

一人ひとりの希望に沿う視点をさらに広げ、介護保険事業や障害者自立支援事業の公的なサービスだけではなく、インフォーマルなサービスの充実が重要となっています。社協や各法人、団体との情報共有を広め、サービスを支え合い・助け合う地域社会作りを目指して取り組む必要があります。

【今後の取組】

多様化するニーズに対応するため、アセスメントに基づいた根拠と納得あるサービスを提供し、在宅サービスの継続と豊かな日常生活を支援していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって表面化したサービス提供体制強化の必要性を踏まえた展開を目指します。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
居宅介護支援事業	高齢者が要介護または要支援状態となった場合に、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 介護保険法の改正や介護報酬の改定等、事業の経営は厳しい状況下にあります。住民から信頼される事業所として、質の高いサービスの提供を目指します。			社協 市 地域包括支援課 介護支援専門員 在宅介護支援センター 関係機関	介護報酬
	R6	R7	R8	R9	R6
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
訪問介護事業 （介護予防） （障害者総合支援事業） （新総合事業）	介護・支援を必要とする高齢者・障がい者等に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自立した生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。			社協 市 訪問介護員 関係機関	介護報酬 （市受託金） 利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
通所介護事業 （介護予防） （障害者自立支援事業） （新総合事業） （高齢者生きがい活動支援 通所介護事業） （障害者デイサービス事業）	デイスサービスセンターの利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び介護者の身体・精神的負担の軽減を図ります。			社協 市 通所介護職員 関係機関	介護報酬 （市受託金） 利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
障害者移動支援事業 （市受託事業）	屋外での移動が困難な障がいをお持ちの方に対して、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。			社協 市 相談支援専門員 ガイドヘルパー 関係機関	市受託金 利用者負担金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
障害者相談支援事業 （市受託事業）	障がいをお持ちの方の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう配慮し、利用者が選択した適切なサービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように、計画支援や相談に応じます。			社協 市 相談支援専門員 在宅介護支援センター 関係機関	市受託金 自立支援費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
放課後児童健全育成事業 （市受託事業）	市内1箇所を受託しており、就労等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図り、保護者の子育てを支援します。また、異年齢者等との交流による豊かな心の育成や社会交流に取り組みながら、家庭や学校、団体と連携を図りながら進めます。			社協 市 学校 関係機関・団体	市受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



放課後児童健全育成事業
（生き生きセンター利用者と正月飾りづくりで交流）

基本計画② 安心を支援しよりそう事業の推進

【現状】

社会情勢の変化や生活の多様化等で、住民一人ひとりが抱えるニーズも多様化かつ複雑化しています。

福祉安心電話サービス事業においても、近所との関係が希薄化していることから協力員の担い手不足が見られることもあります。

【今後の取組】

社協では一人ひとりのニーズに対応できるよう、社協独自のサービスなど充実したサービス提供とサービスの質の向上に取り組むとともに、公的なサービスでは対応できない、いわゆる制度の狭間と言われる部分の多様な支援を柔軟に迅速に対応できるよう、サービスや事業の開発も目指していきます。

近所の方のさりげない見守りの中で、安心して地域で暮らしていけるような住民の支え合いづくりを目指していきます。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
福祉安心電話サービス事業 （県社協受託事業）	病気や障がいをお持ちの方などで不安を感じているひとり暮らし高齢者等に、24時間体制で緊急時に連絡できる通報装置の設置と、近隣住民による見守り体制の構築を図ります。			社協 県社協 民生委員児童委員 安心電話協力員 関係機関	利用者負担金 県社協助成金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
福祉用具貸与事業	日常生活に必要な福祉用具の購入または賃借が困難な世帯へ、車椅子・介護用ベッドを貸与し、在宅生活の安定と介護の負担軽減を図ります。			社協 関係機関	利用者負担金 社協会費等 プルタブ回収事業
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



福祉安心電話

（日常の電話相談や緊急時には
近隣協力員が支援します）



福祉用具貸与事業

（ベッドや車椅子を貸し出します）

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
生活福祉資金貸付事業 （県社協受託事業）	低所得者・高齢者・障がい者世帯等の対象世帯の自立を目的として、各種資金の貸付と必要な指導援助を行い、生活意欲の助長促進と生活の安定を図ります。			社協 県社協 民生委員児童委員 関係機関	県社協受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市たすけあい資金貸付事業	不時の出費などで一時的に生活を脅かされる恐れのある低所得者・高齢者・障がい者世帯等に対し、資金貸付と指導援助を行い、自立と生活の安定を図ります。			社協 民生委員児童委員 関係機関	社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
福祉移送サービス事業 【ケア輸送】	外出が著しく困難な高齢者および障がいをお持ちの方を、家族等が付き添いのもと、日常生活上で必要な外出（医療機関受診、買い物等）を輸送業務にて支援し、社会参加の促進と家族の負担軽減に努めます。			社協 関係機関 東北運輸局	利用者負担金 社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
出張サンタクロース事業（NHK歳末たすけあい事業）	ひとり親家庭を社会で支援する一環で、乳幼児がいる世帯を訪問し、サンタクロースに扮したボランティアがクリスマスプレゼントを持って訪問・交流し、世帯の福祉向上、健全な幼児保育の推進を図ります。			社協 関係機関 幼稚園 こども園 ボランティア	NHK歳末たすけあい寄付金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
地域歳末たすけあい事業	年末や新年を機会に、安心して暮らせる福祉のまちづくりへの理解や参加を広げることを目的に、誰もが地域社会の一員として参加できる福祉活動やイベントを赤い羽根共同募金運動の一環として実施します。 特に要援護者と身近な社会資源をいかしたクリスマス会、見守り訪問、見舞金品贈呈、しめ縄づくり温か交流、お楽しみお食事会など行います。			社協 地区社協 民生委員児童委員 町内会 ボランティア 関係機関	歳末たすけあい配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



出張サンタクロース事業
（いつもと違う雰囲気家族の
会話が広がります）



地域歳末たすけあい事業
しめ縄づくり温か事業
（“集まる機会”での会話、作業で自然に
助け合う意識ができる）

基本計画③ 身近で相談できる体制づくり

【現状】

社協はこれまでなんでも相談所等を通じて日常的な相談受付と支援に取り組んできました。24 時間体制で相談対応するなんでも相談には、日頃からの気になることやご近所とのこと、生活のことなど色々な相談が寄せられています。

これからも身近な相談窓口として、機能の強化と他専門機関との連携に努めていく必要があります。

【今後の取組】

社会全体で交流や社会と接する機会の拡大で、誰かが早く異変に気付きやすい環境づくりに取り組みながら、相談者の悩みを受け止め、適切な情報提供や必要に応じて関係機関へつなぐことで、自殺予防や対策の相談体制の充実を図ります。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
なんでも相談所の運営	住民からの生活上の困りごとを解決する総合的な相談窓口を開設し、面談及び 24 時間体制での電話相談に対応します。 相談所の周知や専門機関とのネットワークの強化、相談受付を行う従事者のスキルアップなど、相談体制の充実を図ります。			社協 関係機関	社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
在宅介護支援センター（市受託事業）	高齢者に関する総合的な相談に応じ、本人及び介護者に合った情報提供と、サービス利用ができるような支援を行います。 また、相談内容に応じて、関係機関へつなぐ役割を果たします。			社協 市 地域包括支援課 民生委員児童委員 関係機関	市受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

基本計画④ 新たな課題に対応する取り組み

【現状】

社協では多様なニーズに対応できるようさまざまな取り組みを進めており、令和２年度から五所川原こども宅食おすそわけ便を実施し、子育て世帯とつながり続けるための事業を行っています。

相談内容によっては制度の狭間にあって、活用できる支援がないものがあり、地域の資源連携や社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動として経済的援助や食糧等の提供なども行っています。

【今後の取組】

生活に困っている方こそ声を出しにくく、相談につながらないケースを減らせるよう、さりげなく待つ体制を作ります。

また、「色々な悩みを抱え、何から相談してよいのかわからない」、「どこへ相談すればよいのかわからない」など複数課題を抱えているケースには、チームで多様な関わりを続け、相談者の自立に向けて、継続した支援ができるように取り組んでいきます。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原こども宅食おすそわけ便	寄贈された食材配布等を通じて、18歳以下の子育て世帯とつながり、いつでも相談できる体制づくりを行います。 また、困ったときにLINEで申し込むことができる「いつでもα（アルファ）」でも随時相談を受け付けています			社協 市 民生委員児童委員 町内会 社会福祉法人等 関係機関	市受託金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
青森しあわせネットワーク （参画）	青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動に法人として参加し、経済的援助や食糧等の提供、社会参加活動の支援等により、制度の狭間に対するニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。			社協 県社協 参加法人 関係機関	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
フードバンク事業	コープ、県社協、つがる西北五管内社協と連携し、寄贈食品等を、支援を必要とする生活困窮者や福祉団体等へ提供する活動を行います。			社協 県社協 つがる西北五管内社協 コープあおもり	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				



五所川原こども宅食おすそわけ便
（食品配布を続け、いつでも声をかけてくれる
関係性を作り出します）



フードバンク事業
（多様な個人・団体からの寄付品を必要世帯へ配布）

基本目標5 地域福祉活動を支える『基盤づくり』

基本計画① 広報・啓発活動の充実

【現状】

地域福祉やボランティア等に関する各種情報を積極的に伝え、福祉活動等への理解や参加協力を求め、法人活動の透明性を高めるため、共同募金配分金を活用して広報紙を発行しています。23,000部を毎戸配布し、市民が福祉活動や地域課題を共有できるよう配慮した内容を提供しています。

【今後の取組】

市民に必要なことや関心のある話題などを多様な手段を組み合わせで発信することで、福祉の啓発や参加を促していきます。

また、視覚障がい者等には本会広報を音声化して、情報提供と社会参加、福祉増進を図ります。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
広報紙「社協ごしよがわら」の発行	社協活動や各種福祉情報を広く住民へ周知するため、広報紙を2ヶ月に一度発行し、毎戸配布することで、社協の活動への理解者・支援者の拡大を図ります。 住民が求める情報を把握し提供するなど、広報内容の充実に努めます。			社協 市 関係機関・団体	共同募金配分金 社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
「声の社協」発行	視覚障がいをもつ方々等が、社会生活上必要な地域情報を取得するため、社協広報紙を録音したCDを発行し、情報の提供や充実に努めます。			社協 音訳ボランティア	社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ホームページ 運営事業	社協活動や各種福祉情報をいち早く発信できるよう、ホームページを公開・運営します。閲覧者が見やすくわかりやすい掲載と、こまめな情報の更新に努めます。 また、即応性のある周知活動のため、新たな方法の活用も検討していきます。			社協 ホームページ管理会社	社協会費等
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

基本計画② 組織体制の強化

【現状】

複雑化した住民課題を把握・整理し、部署を超えた多面的な支援を要するケースが増え、専門技術を横断的に活用できる環境整備が必要です。

【今後の取組】

課題方針を確実に共有して、行動できるようコミュニケーションを密にし、一人ひとりの技量向上や職階ごとに担う育成や調整力の強化、法令遵守を徹底します。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
法人（会務）の 適正な運営	社会福祉法人のガバナンスを確保し、評議員・理事・監事と連携し、住民福祉の向上のために、会員意向に基づいて運営を法令遵守の上に行います。			社協 評議員 理事 監事	
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
法人運営会議 （管理職会議） 等の開催	定期的な開催とし、事業の現状把握と推進に努めるとともに、意見統一を図りながら、職員の意識高揚と組織体制の強化を計画的に実施します。			社協	
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
部署定例会議 の開催	事業所轄課ごと、あるいは横断的形態で、定期的に会議を開催して、業務の課題解決のための方策を協議し、意思統一のとれた業務の推進・連携に努めます。			社協	
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
職員の資質向上	住民のニーズに応えられる専門性を高めるため、職場研修や積極的な研修参加や各種資格取得を促し、最新の制度や情報を的確に把握し対応できるよう自己研鑽に努めます。			社協 関係機関	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	強 化				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
ハラスメント防止のための措置	職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント等あらゆるハラスメントの防止に関する取扱い及び発生したトラブルの円満な解決と再発防止に努め、性別や職務上の地位に関係なく全ての職員がお互いに人権を尊重し合い、安心して快適に職務を全うできる環境の実現に努力します。			社協 関係機関	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	強 化				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
事業継続計画（BCP）作成	緊急事態発生時の対応について、事業所ごとに、人命・安全の確保、社会的責務の遂行、事業の維持継続、優先業務の実施体制の確保、事業継続計画（BCP）の実効性の確保を基本方針とし作成します。			社協 関係機関	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	実 施				

基本計画③ 財政基盤の確保・強化

【現状】

本会で行っている地域福祉活動について参画を広げていただけるよう、地域へ出向き、市民・団体へあらゆる機会と場面を設けて理解を求める説明や活動等が必要です。

【今後の取組】

特に増大する福祉需要に応えるための活動資金の安定確保は大切な取り組みであるため、会員充実や各種助成金等の導入や受託事業との連結した費用の運用工夫に努めます。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
会員会費制度の周知と拡大	地域福祉活動への財源確保のためにも、社協が住民へ理解を求め、社協会員として継続的に地域福祉に参加していただけるよう、活動の成果等の周知に努め、会員の拡大を図ります。			社協 地区社協 町内会	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
赤い羽根共同募金等の促進	住民へ赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに、募金実績から配分される配分金の拡大を目指し、地域福祉の向上を図ります。			社協 地区社協 青森県共同募金会 町内会	共同募金配分金
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
有料広告の利用促進	社協広報紙等へ広告掲載を希望する多様な団体等を積極的に募集し、広告料収入の拡大を図ります。			社協	自主財源
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
各種助成の確保	社協が公共性の高い地域福祉推進の中核組織であることをもとに、福祉充実に要する助成金・受託金等の確保を図ります。			社協 市 各団体	
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

基本計画④ 指定管理者制度への取り組み

【現状】

民間団体の強みを生かし、市民福祉の向上に資することを基本に、利用者の意見要望を適切に反映したサービス提供が必要です。

【今後の取組】

関係法令、条例等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営に併せ、地域福祉活動が効果的に推進できるよう、各種団体等の協働を広げ連携するよう努めます。

【具体的施策】

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市養護老人ホームくるみ園の管理運営 （指定管理者制度）	入所者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境の提供とともに、自立のための援助や社会参加の促進に努め、高齢者福祉の向上を図り、その適正な管理運営を行います。			社協 市 関係機関・団体 町内会	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市地域福祉センターの管理運営 （指定管理者制度）	地域福祉活動の拠点として、住民の福祉ニーズに応じた住民参加による各種事業を行うとともに、地域福祉の推進と住民の福祉意識の高揚を図ります。			社協 市 関係機関・団体	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
五所川原市生き生きセンターの管理運営 （指定管理者制度）	高齢者をはじめとする市民の保健福祉の向上を図る目的のもと、温泉入浴の提供、生活相談の実施について、その適正な管理運営を行います。			社協 市 関係機関・団体	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
金木中央老人福祉センターの管理運営 （指定管理者制度）	地域に開放された施設として、高齢者等の福祉と健康の増進を図り、各種相談への対応及び団体等の活動推進に寄与することを目指し、温泉業務を含め、その適正な管理運営を行います。			社協 市 関係機関・団体	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
にこにこ温泉しうらの管理運営 （指定管理者制度）	市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を図るため、温泉業務も含め、その適正な管理運営を行います。			社協 市 関係機関・団体	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

事業名（項目）	具体的な実施内容			役割分担	予定財源
生活支援ハウスの管理運営 （指定管理者制度）	高齢者等に対し、介護支援機能・居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等の福祉の増進を図るため、金木生活支援ハウス、市浦生活支援ハウスの適正な管理運営に努めます。			社協 市 関係機関・団体	指定管理費
	R6	R7	R8	R9	R10
	継 続				

資 料

- 市民アンケート調査結果報告書（一部抜粋）
- 福祉ニーズのヒアリング（意見・要望等）
- 五所川原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 五所川原市地域福祉活動計画策定委員会名簿
- 五所川原市地域福祉活動計画作業部会名簿
- 五所川原市地域福祉活動計画策定経過

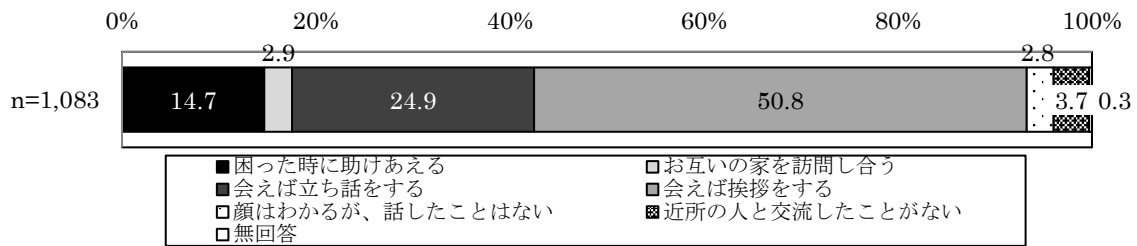
資料 市民アンケート調査結果報告（一部抜粋）

（１）地域との関わりについて

① 隣近所との付き合いの状況

問 あなたは隣近所の人とどのような付き合いをしていますか。

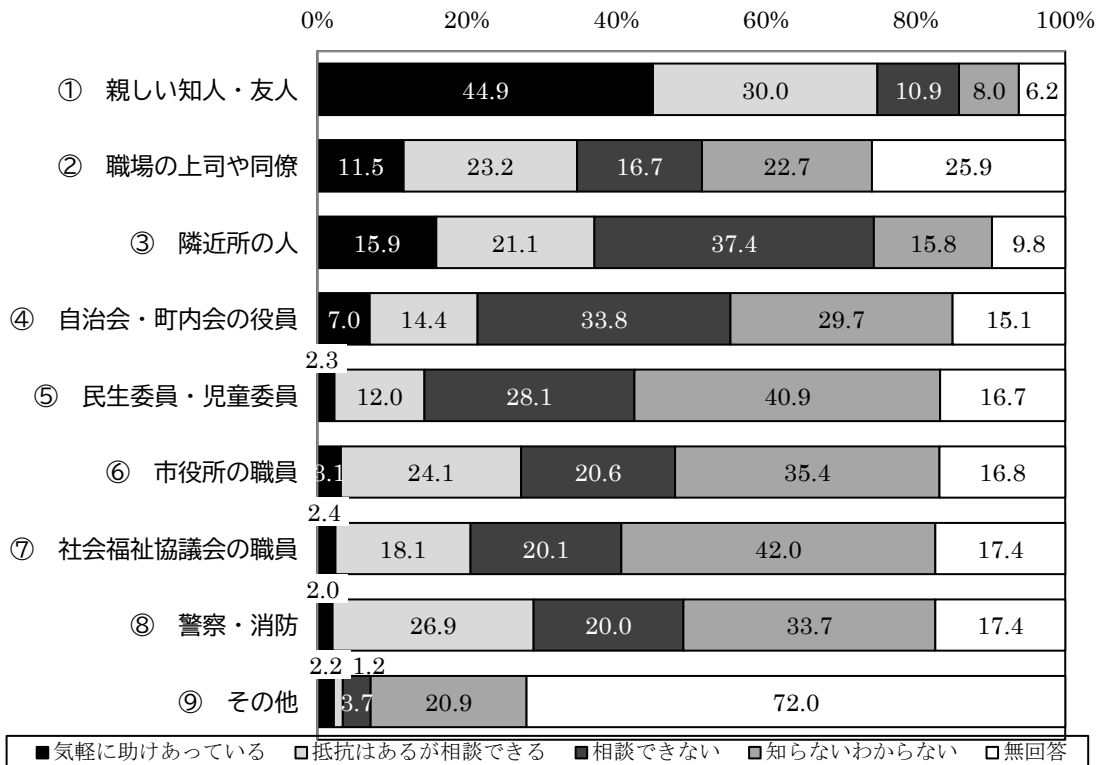
隣近所との付き合いの状況について、全体でみると「会えば挨拶をする」（50.8%）が最も高く、全体の5割程度を占めている。次いで「会えば立ち話をする」（24.9%）、「困った時に助けあえる」（14.7%）の順となっている。



② 困ったときに家族以外の頼れる人

問 あなたが普段の生活で困った時に、家族以外で頼れる人を教えてください。

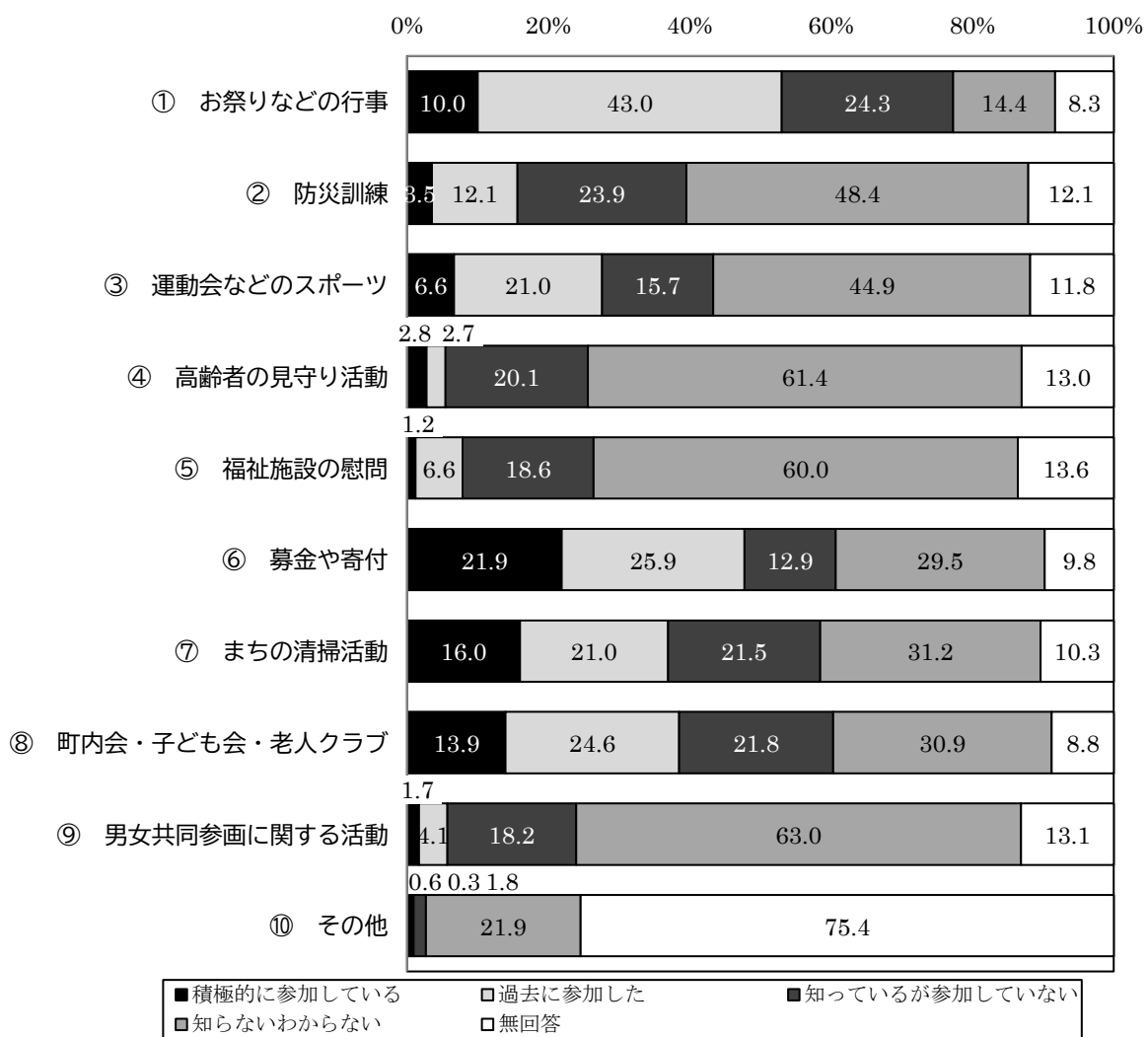
「気軽に助けあっている」では、「親しい知人・友人」（44.9%）が最も多く、次いで「隣近所の人」（15.9%）、「職場の上司や同僚」（11.5%）の順となっている。



③ 参加したことのある地域の活動

問 あなたが参加したことのある地域の活動を教えてください

参加したことのある地域活動について、全体でみると、「参加したことがある」（「積極的に参加している」＋「過去に参加した」）と回答した人のうち、「お祭りなどの行事」（53.0％）と回答した人の割合が最も高く、次いで「募金や寄付」（47.8％）となっている。

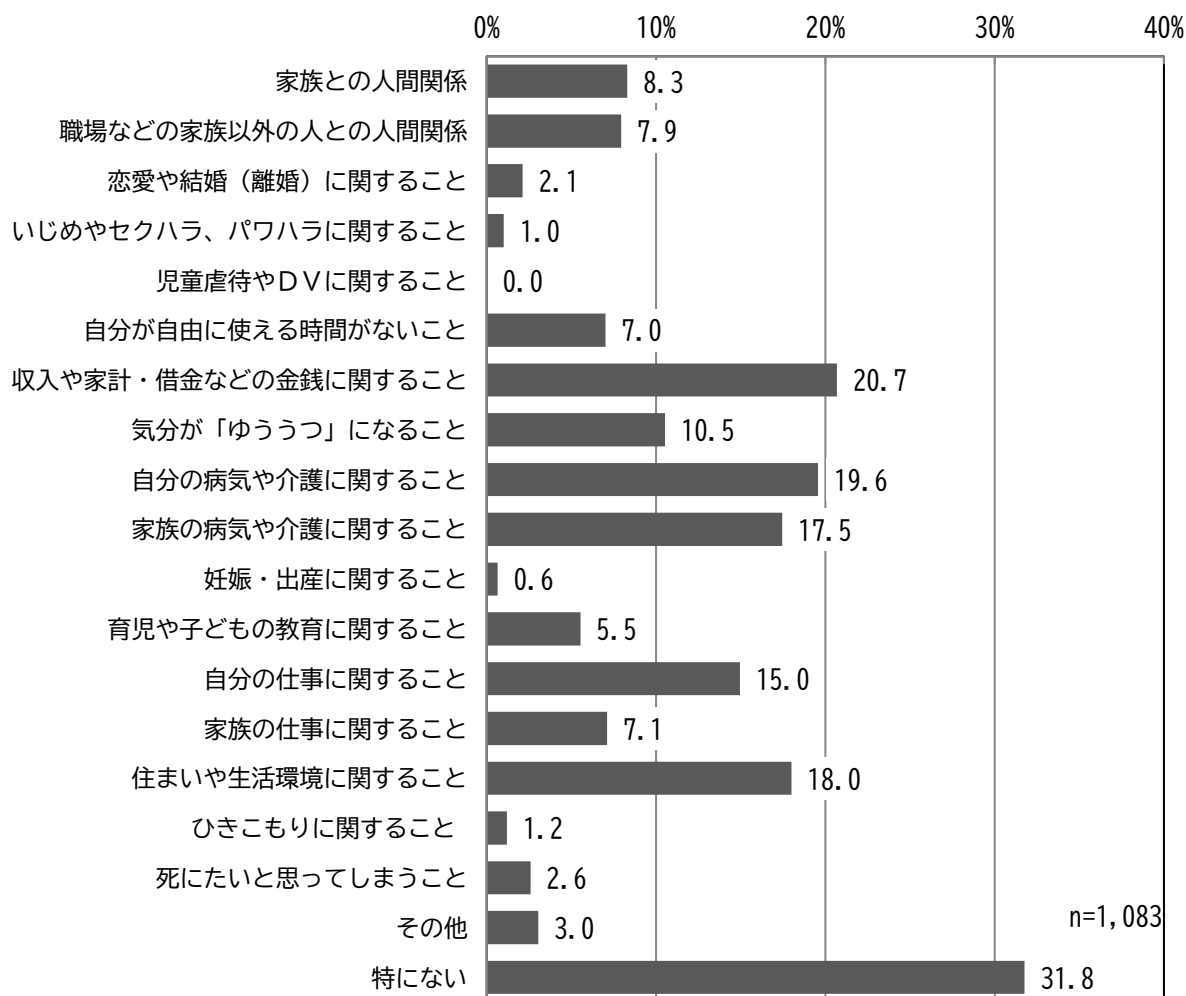


(2) 悩みや困りごとの相談について

① 悩み事や困りごとの内容

問 あなたの生活の中で悩みや困っていることを教えてください。（〇はいくつでも）

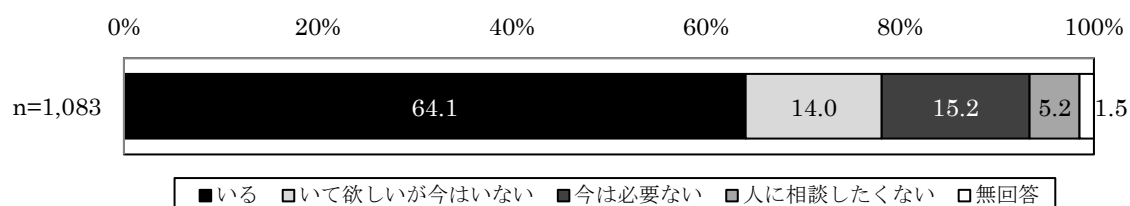
「特にない」（31.8%）が最も多く、次いで「収入や家計・借金などの金銭に関すること」（20.7%）、「自分の病気や介護に関すること」（19.6%）の順となっている。



② 相談できる人の有無

問 あなたには悩み事や困り事を相談できる人がいますか。

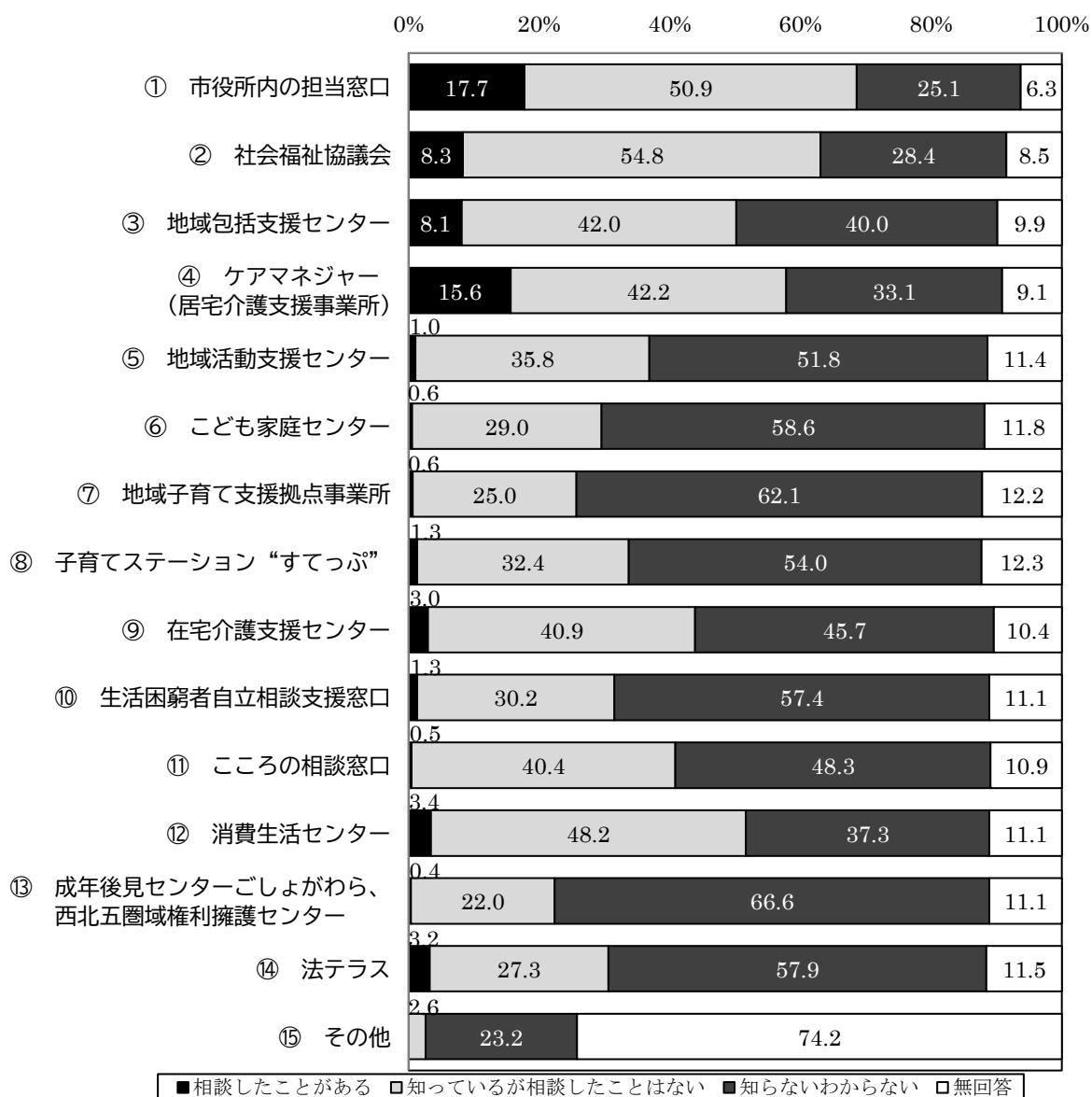
「いる」（64.1%）が最も多く、次いで「今は必要ない」（15.2%）、「いて欲しいが今はいない」（14.0%）の順となっています。



③ 公的な相談窓口の認知状況

問 あなたは市役所などの以下の公的な相談窓口知っていますか。

「相談したことがある」＋「知っているが相談したことはない」では、「市役所内の担当窓口」(68.6%)が最も多く、次いで「社会福祉協議会」(63.1%)、「ケアマネジャー」(57.8%)の順となっている。

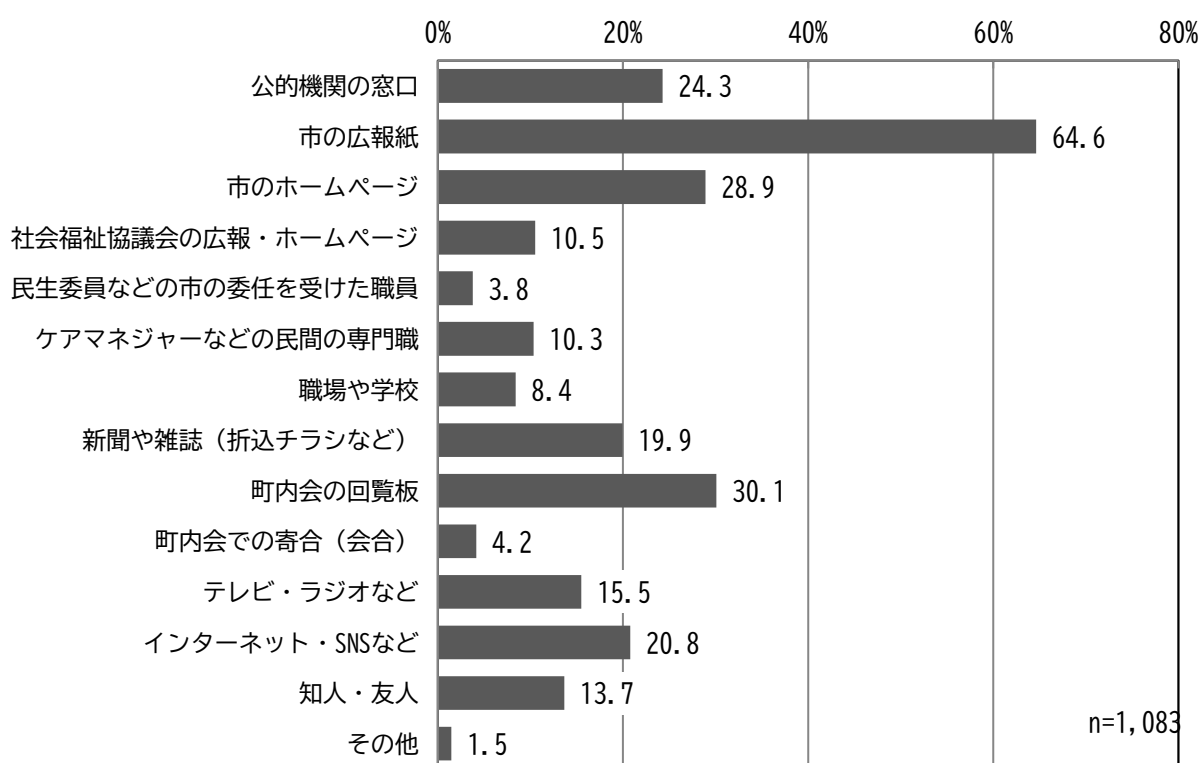


(3) 保健・福祉に関する情報の入手について

① 福祉情報の入手方法

問 あなたは、保健・福祉に関する情報をどこから入手したいですか。（〇はいくつでも）

福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙」（64.6％）が最も高く、次いで「町内会の回覧板」（30.1％）、「市のホームページ」（28.9％）となっている。また、「インターネット・SNSなど」（20.8％）となっており、全体の約2割がＩＣＴ機器を活用して情報を収集している。

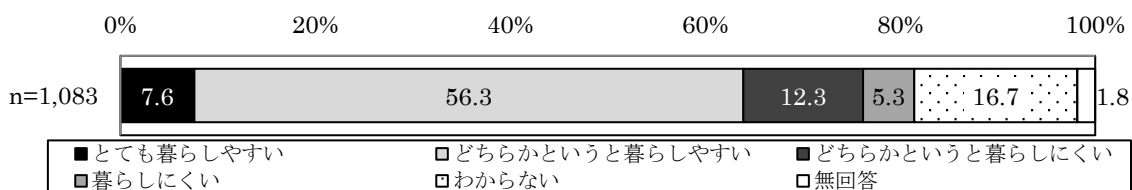


(4) 五所川原市の地域福祉の推進について

① 隣近所との付き合いや助けあいにおいての暮らしやすさ

問 あなたのお住まいの地域は、隣近所との付き合いや助け合いにおいて、暮らしやすいですか。

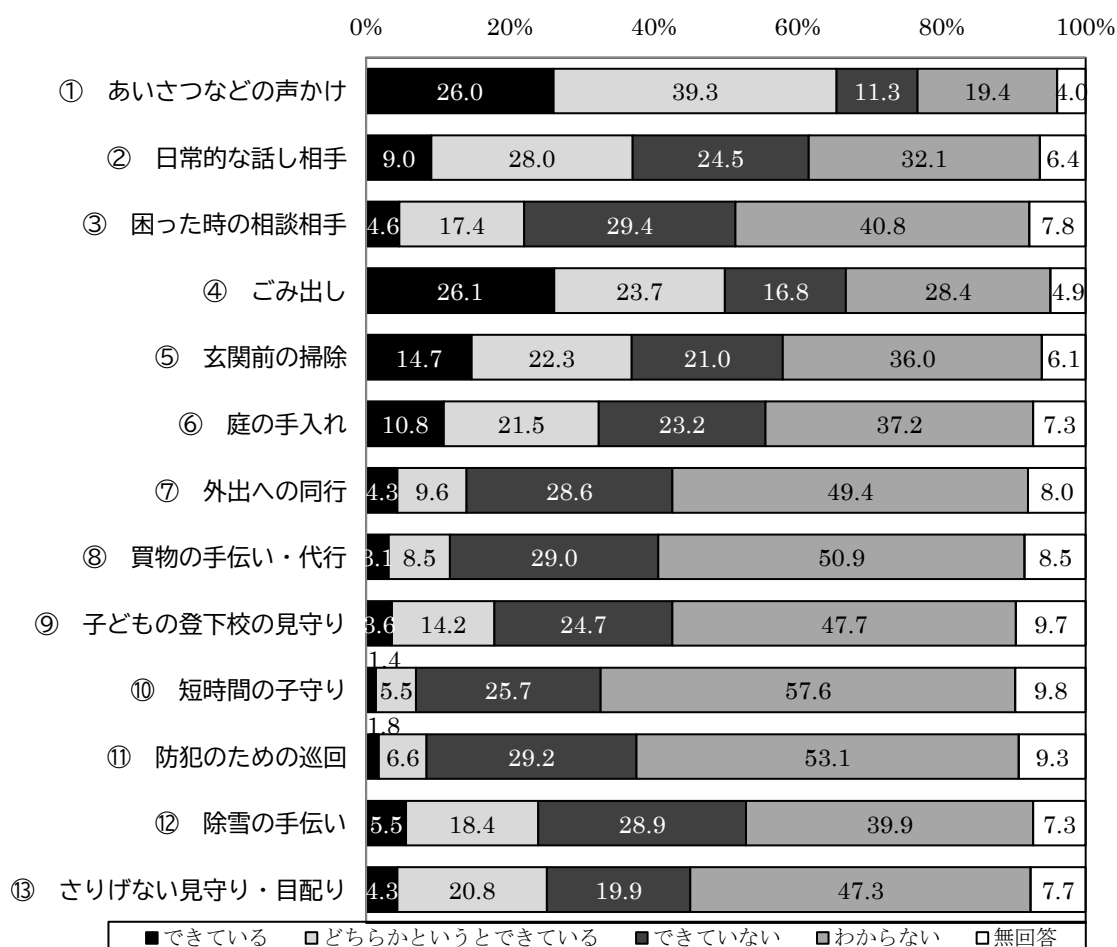
「どちらかという暮らしやすい」(56.3%)が最も多く、次いで「わからない」(16.7%)、「どちらかという暮らしにくい」(12.3%)の順となっている。



② 手助けが必要な人に対してできていること

問 あなたのお住まいの地域では、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、手助けが必要な人に対してどのようなことができますか。

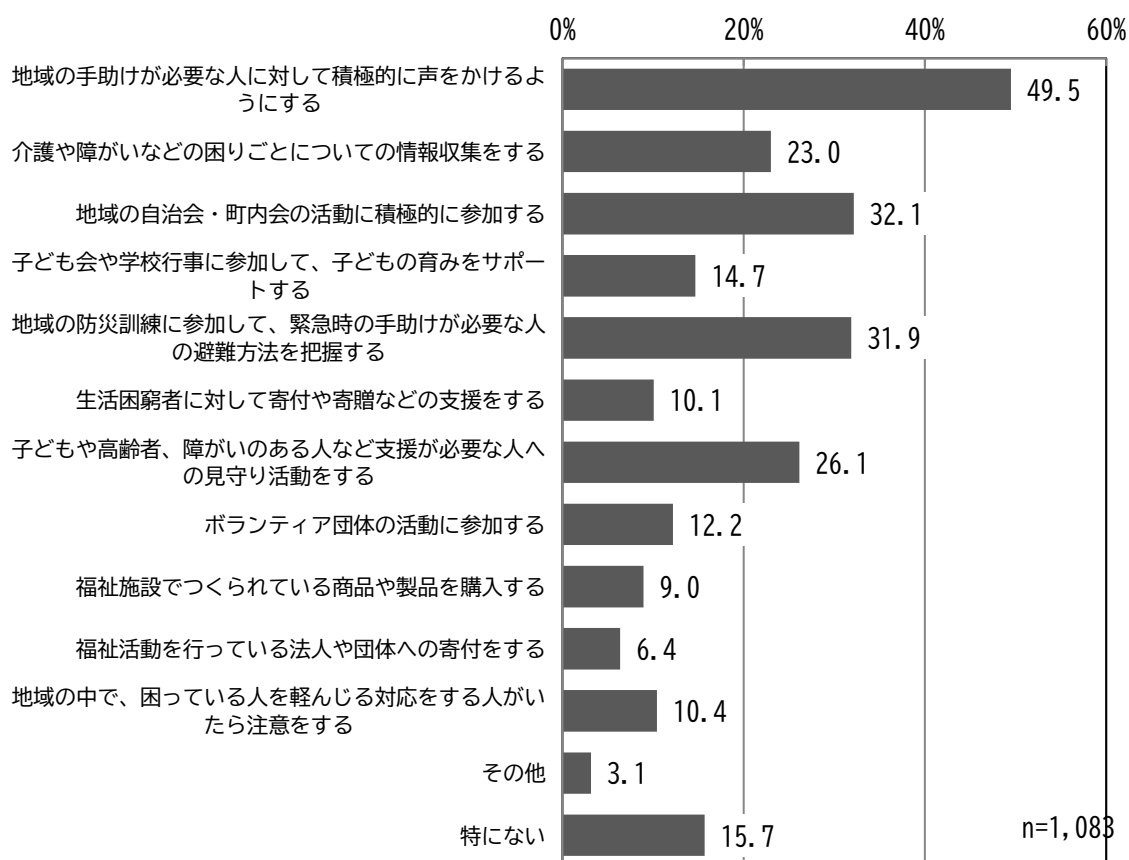
地域として手助けが必要な人に対してできていることは、「ごみ出し」(26.1%)が最も高く、続いて「あいさつなどの声かけ」(26.0%)、「玄関前の掃除」(14.7%)となっている。



③ より住みやすい地域になるために必要な取り組み

問 あなたは、お住まいの地域がより住みやすい地域になるためには、あなたや地域の人々がどのようなことに取り組んでいく必要があると思いますか。（〇はいくつでも）

より住みやすい地域になるための必要な取り組みでは、「手助けが必要な人に声をかけるようにする」（49.5%）が最も高く、次いで「地域の自治会・町内会の活動に積極的に参加する」（32.1%）、「地域の防災訓練に参加して、緊急時の手助けが必要な人の避難方法を把握する」（31.9%）となっている。

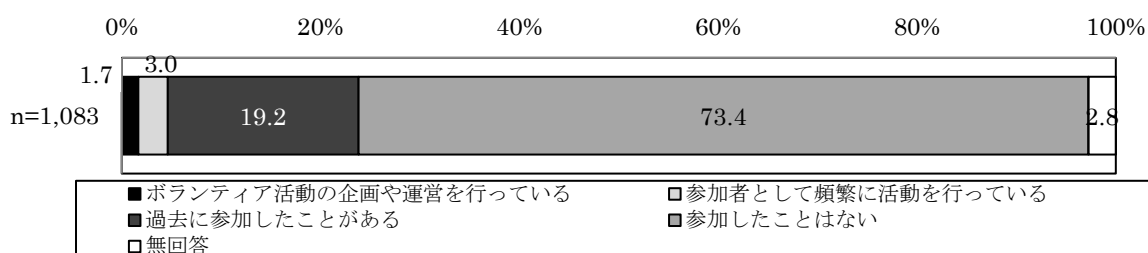


(5) ボランティア活動について

① ボランティア活動や地域の助け合い活動参加経験

問 あなたは、ボランティア活動や地域の助け合い活動に参加したことがありますか。

ボランティア活動や地域の助け合い活動に参加した経験は、「参加したことはない」(73.4%)が最も多く、次いで「過去に参加したことがある」(19.2%)、「参加者として頻繁に活動を行っている」(3.0%)の順となっている。

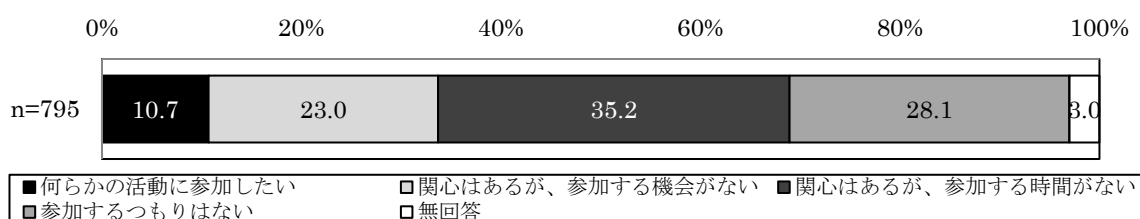


② 今後ボランティア活動や助け合い活動への参加希望

問 あなたは、今後、ボランティア活動や助け合い活動に参加する希望はありますか。

※『前問 ボランティア活動や地域の助け合い活動参加経験』で、「4. 参加したことはない」と回答した方のみ

「関心はあるが、参加する時間がない」(35.2%)が最も多く、次いで「参加するつもりはない」(28.1%)、「関心はあるが、参加する機会がない」(23.0%)の順となっている。

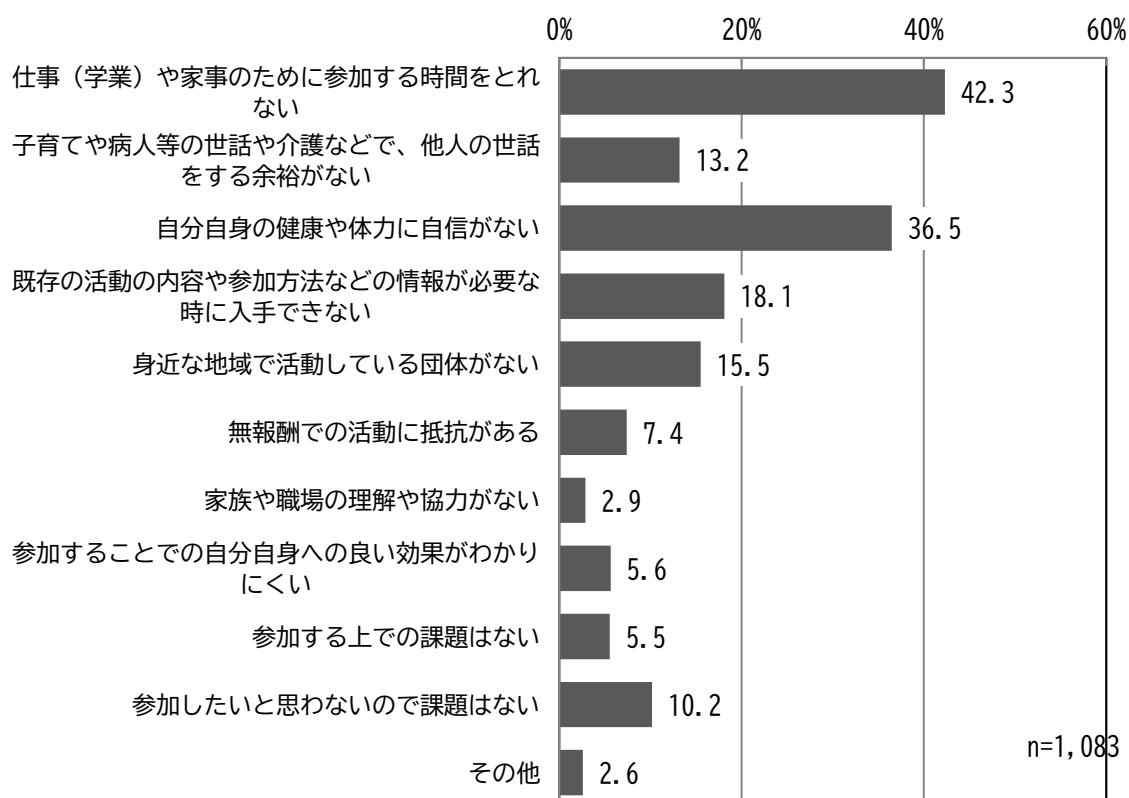


③ ボランティア活動に参加する上での課題

問 ボランティア活動に参加する上で課題となっていることはありますか。

(〇はいくつでも)

「仕事（学業）や家事のために参加する時間をとれない」（42.3%）が最も多く、次いで「自分自身の健康や体力に自信がない」（36.5%）、「既存の活動の内容や参加方法などの情報が必要な時に入手できない」（18.1%）の順となっている。



④ 今後のボランティア活動の参加について

問 今後、ボランティア活動に参加するとしたら、どのようなシチュエーションで参加ができますか。

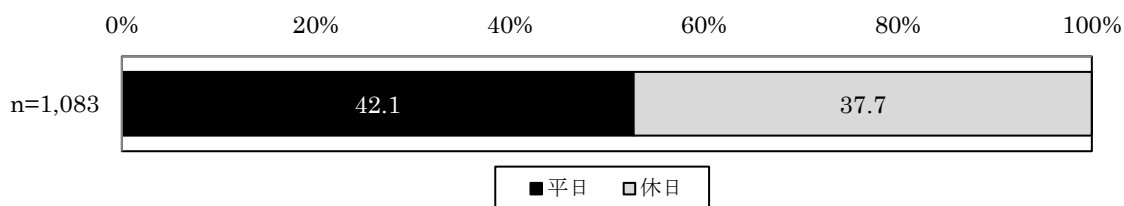
《動ける時間帯》

「日中」(61.9%)、「夜間」(13.9%) となっている。



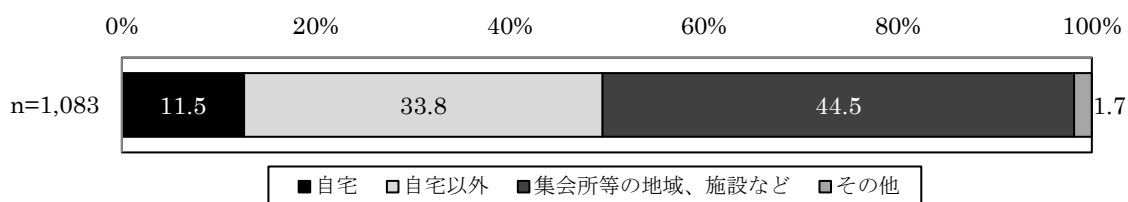
《曜日》

「平日」(42.1%)、「休日」(37.7%) となっている。



《場所》

「集会所等の地域、施設など」(44.5%) が最も多く、次いで「自宅以外」(33.8%)、「自宅」(11.5%) の順となっている。

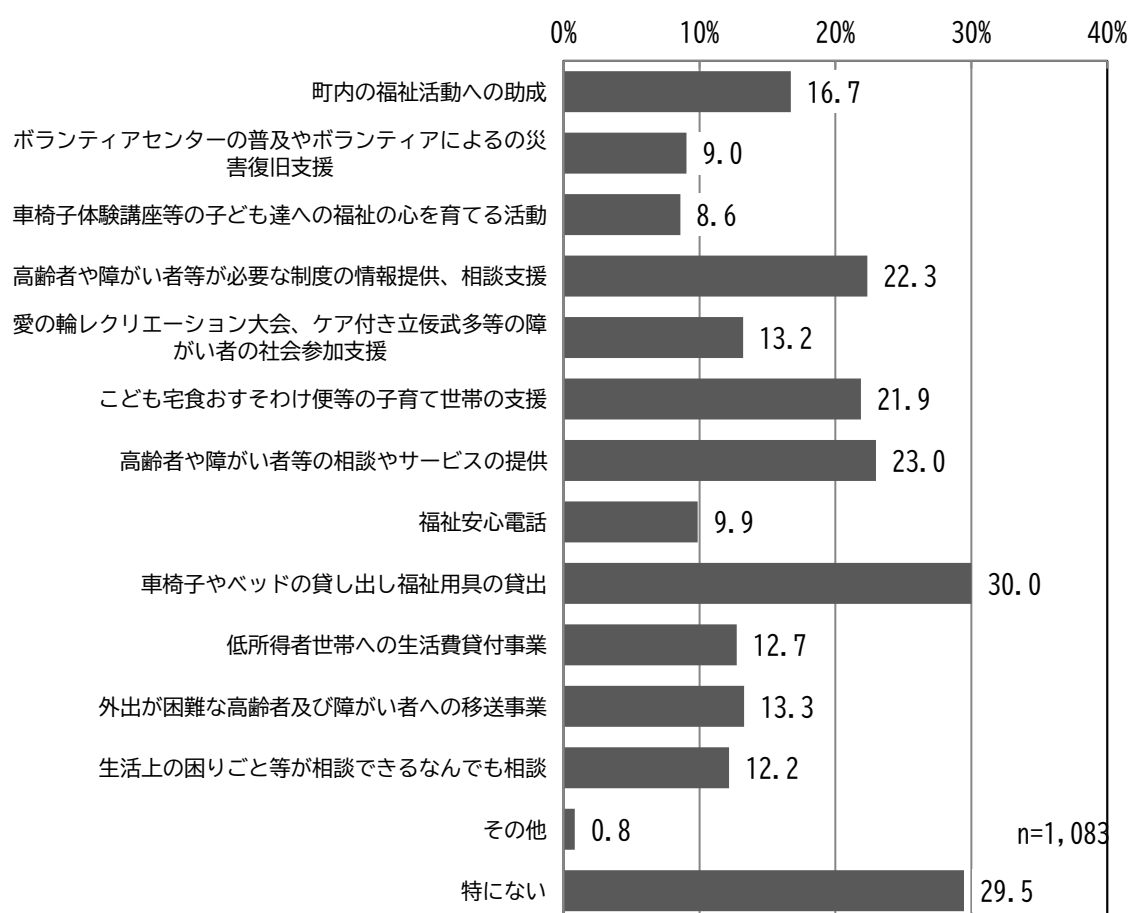


(6) 社会福祉協議会について

① 「社会福祉協議会」認知状況

問 社会福祉協議会（民間の福祉団体）の活動の中で知っているものは何ですか。
（複数回答）

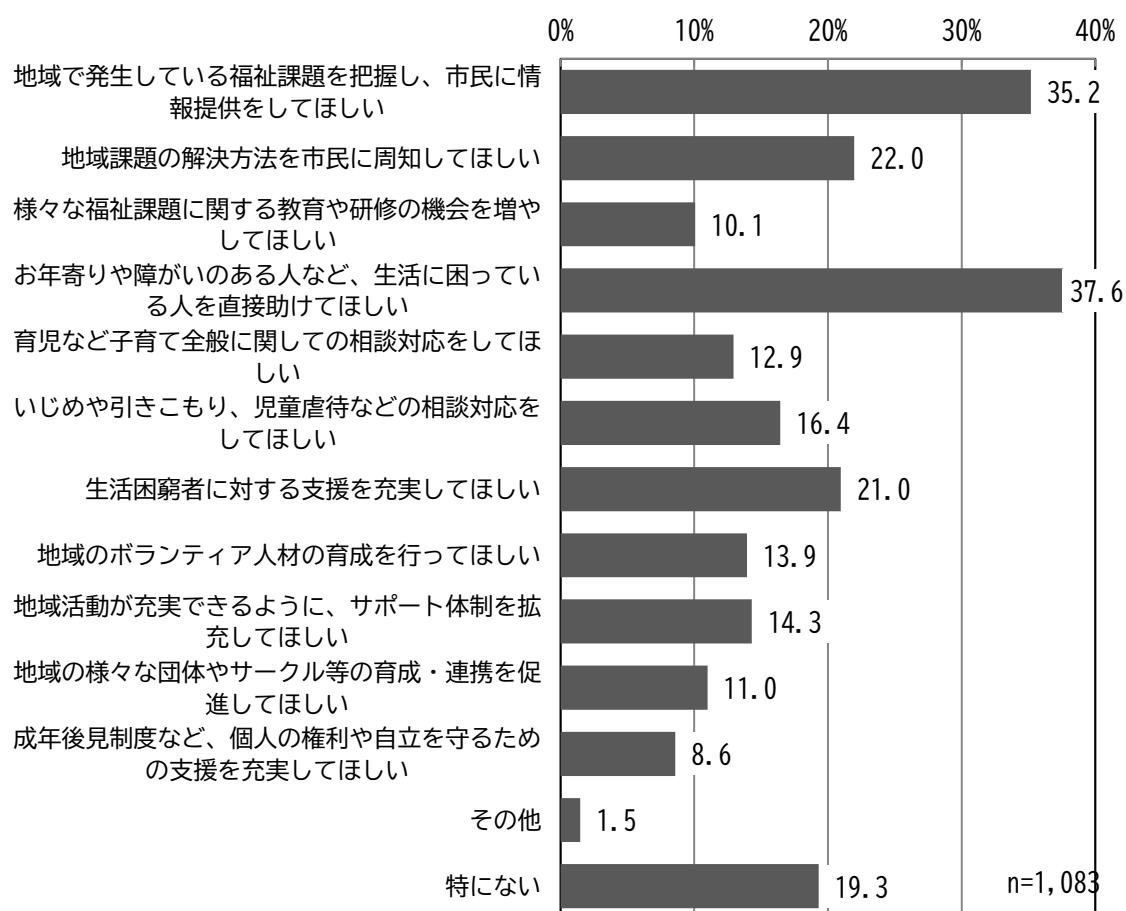
社会福祉協議会の認知状況は、「車椅子やベッドの貸し出し福祉用具の貸出」（30.0%）となっており、次いで「特にない」が（29.5%）、「高齢者や障がい者等の相談やサービスの提供」（23.0%）となっている。



② 「社会福祉協議会」に期待すること

問 社会福祉協議会では次のような活動を主に行っていますが、あなたが社会福祉協議会に期待することは何ですか。（〇はいくつでも）

社会福祉協議会に期待することは、「お年寄りや障がいのある人など、生活に困っている人を直接助けてほしい」が（37.6%）で最も多く、次いで「地域で発生している福祉課題を把握し、市民に情報提供をしてほしい」（35.2%）、「地域課題の解決方法を市民に周知してほしい」（22.0%）の順となっている。

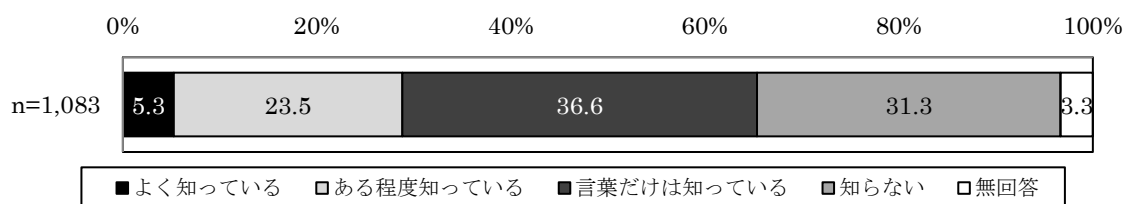


(7) 成年後見制度について

① 成年後見制度の認知状況

問 あなたは、成年後見制度を知っていますか。

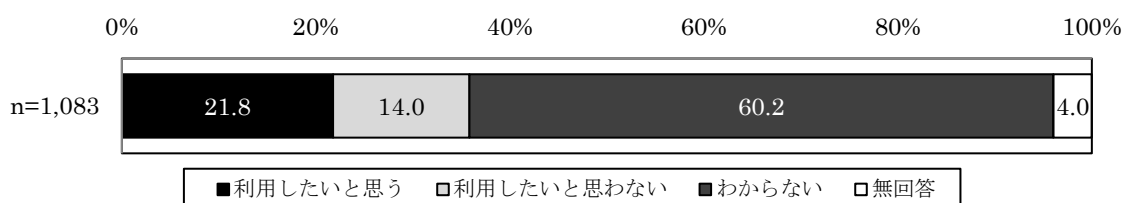
「言葉だけは知っている」(36.6%) が最も多く、次いで「知らない」(31.3%)、「ある程度知っている」(23.5%) の順となっている。



② 成年後見制度の利用について

問 自分が将来的に必要なとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。

「わからない」(60.2%) が最も多く、次いで「利用したいと思う」(21.8%)、「利用したいと思わない」(14.0%) の順となっている。

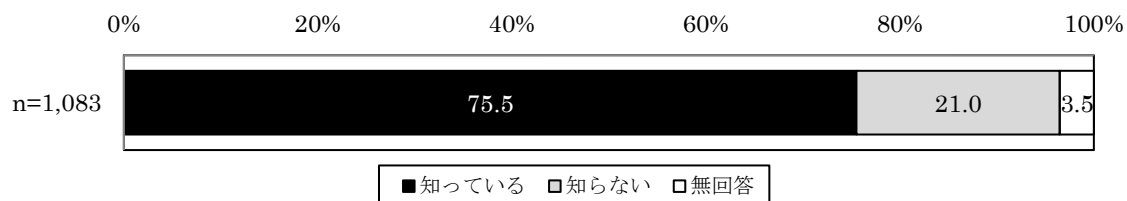


(8) 災害・防災について

① 災害時の避難について

問 あなたの地域での災害時の避難場所をご存じですか。

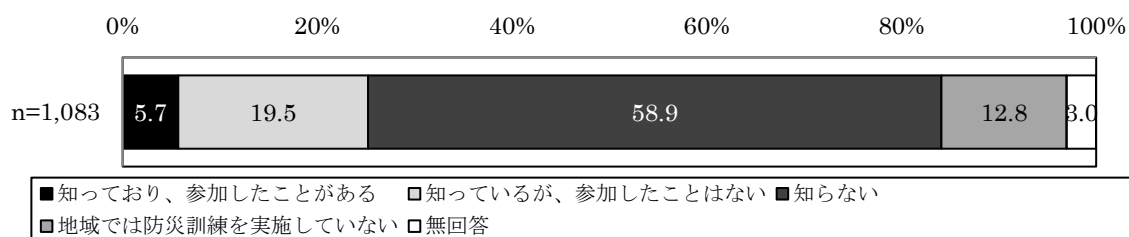
「知っている」(75.5%)、「知らない」(21.0%) となっている。



② 防災訓練実施の認知状況

問 あなたは、地域で防災訓練を実施していることを知っていますか。

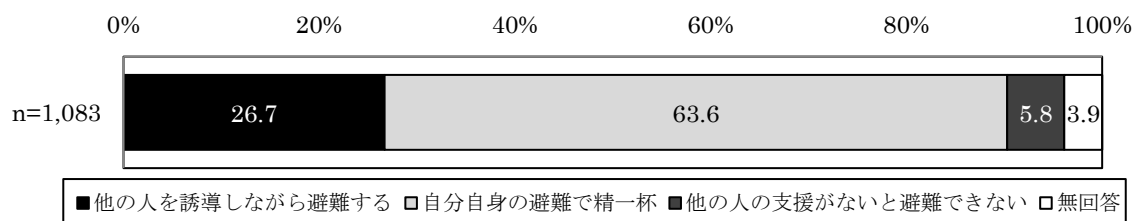
「知らない」(58.9%)が最も多く、次いで「知っているが、参加したことはない」(19.5%)、「地域では防災訓練を実施していない」(12.8%)の順となっている。



③ 災害発生時の想定避難行動

問 あなたは、災害発生時にどのような避難行動をとると思いますか。

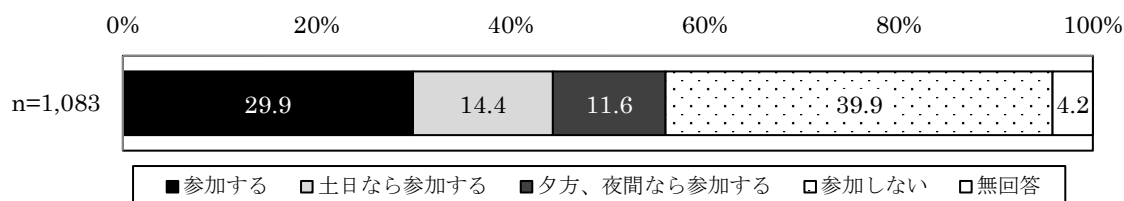
「自分自身の避難で精一杯」(63.6%)が最も多く、次いで「他の人を誘導しながら避難する」(26.7%)、「他の人の支援がないと避難できない」(5.8%)の順となっている。



④ 防災の研修について

問 あなたは地域で防災研修会があれば参加しますか。

「参加しない」(39.9%)が最も多く、次いで「参加する」(29.9%)、「土日なら参加する」(14.4%)の順となっている。



資料 福祉ニーズのヒアリング（意見・要望等）

① 行政・社協の課題や要望等	・ 高齢者を対象に福祉バスを使用できるようにしてほしい。 ・ 毎月集まりをしているが、その場所まで来る手段がない。 ・ サロンが高齢化しており、社協に手伝ってほしい。 ・ 買い物など車がないととても不便。 ・ 社協で車を出してほしい。 ・ 自転車のレンタサイクルがあると活動しやすい。 ・ 高齢になり、雪かきが大変。
② 地域の課題や要望等	・ 金木地区でタクシー業者がなくなったので移動手段がない。 ・ 高齢化が進み、町内会の役員になってくれる人がいない。 ・ 若い世代の方にも町内会の行事等に参加してほしい。 ・ 毎月コミュニティセンターで集まりがあり、地域の人とおしゃべりをしたりして楽しい。 ・ 家の近くに集会所やコミセンがなく、集まる場所がない。 ・ 空き家が増えている。 ・ 老人クラブに新しく入ってくる会員がいない。

五所川原市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(設置目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、定款第 33 条に基づき、五所川原市における地域福祉推進の総合的な基本計画を策定するため、五所川原市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第 2 条 委員会は、五所川原市地域福祉活動計画の策定に関する事項について、本会会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名程度で組織し、次に掲げるもののうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 社会福祉施設
- (4) 福祉関係団体
- (5) 商工関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 行政機関
- (8) その他、本会会長が特に認めた者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて本会会長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見陳述や説明、その他必要な協力を求めることができる。

(事 務 局)

第 7 条 委員会の事務局は、本会地域福祉課に置く。

(作業部会)

第 8 条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会員は、本会職員、五所川原市職員等のうちから本会会長が任命する。
- 3 作業部会の任期は、策定委員の任期と同様とする。

(補 則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

五所川原市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

※委嘱期間 令和５年７月１日から令和６年３月３１日

No.	区 分	氏 名	備 考
1	福祉関係団体	藤田 智久	青森県社会福祉士会 西北五支部
2	地域住民	高杉 勝彦	車椅子バスケットボールチーム「青森ジョップス」
3	地域住民	小川 清康	烏森町内会 会長
4	地域住民	成田 よし子	上中柏木なかよし会 代表
5	地域住民	松橋 守	磯松町内会 会長
6	民生委員児童委員	長峰 清	五所川原市民生委員児童委員協議会 副会長
7	民生委員児童委員	檜崎 裕子	第一民生委員児童委員協議会 会長
8	社会福祉施設	白川 傑	グループホームいこいの里 施設長
9	社会福祉施設	中谷 正造	特別養護老人ホームあしの園 園長
10	社会福祉団体	川浪 和歌子	西北五自立支援協議会 副会長
11	福祉関係団体	黒滝 久志	五所川原市ボランティア連絡協議会 会長
12	福祉関係団体	島村 俊広	五所川原市保育連合会 会長
13	福祉関係施設	渡邊 建道	社会福祉法人あおもり愛育会 みどりの風オアシス
14	商工関係団体	工藤 守久	五所川原商工会議所
15	教育関係団体	小笠原 洋二	五所川原市小中学校長会 会長
16	行政機関	桜庭 和彦	五所川原市 福祉部 福祉政策課 課長補佐

（順不同・敬称略）

五所川原市地域福祉活動計画作業部会 部会員名簿

No.	氏 名	所属・職名	備 考
1	奈良 靖子	五所川原市社協 次長兼地域福祉課長	
2	仙庭 敬康	五所川原市社協 地域福祉課 地域係 係長	
3	小松 丈洋	五所川原市社協 地域福祉課 地域係 主任	策定事務局
4	柳生 崇子	五所川原市社協 地域福祉課 地域係 主事	策定事務局
5	和島江莉奈	五所川原市社協 総務管理課 総務係 主事	
6	鳴海亜希子	五所川原市社協 介護福祉課 介護係 介護支援専門員	
7	白川 勝	五所川原市社協 金木支所 総合福祉係長	
8	松川 洋丈	五所川原市社協 市浦支所 通所介護生活相談員	
9	松尾 静夏	五所川原市地域福祉センター 通所介護生活相談員	
10	鳴海 匡洋	五所川原市養護老人ホームくるみ園 生活相談員	

第 3 次五所川原市地域福祉活動計画 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年5月16日	市福祉政策課との打合せ会議
令和5年5月30日	第 1 回五所川原市地域福祉活動計画作業部会の開催
令和5年6月28日	第 2 回五所川原市地域福祉活動計画作業部会の開催
令和5年7月25日	五所川原市地域福祉活動計画策定委員会委員の委嘱状交付式及び 第 1 回五所川原市地域福祉活動計画策定委員会の開催
令和5年7月	市民アンケート調査実施（協力：五所川原市）
令和5年11月8日	第 3 回五所川原市地域福祉活動計画作業部会の開催
令和5年11月29日	職員アンケートの実施
令和6年1月26日	第 4 回五所川原市地域福祉活動計画作業部会の開催
令和6年2月1日	第 2 回五所川原市地域福祉活動計画策定委員会の開催（書面）
令和6年2月7日	五所川原市地域福祉活動計画（原案）に対する意見公募 （パブリックコメント）の実施（令和6年2月21日まで）
令和6年2月28日	第 3 回五所川原市地域福祉活動計画策定委員会の開催
令和6年2月28日	五所川原市地域福祉活動計画策定委員会委員長より社協会長へ 五所川原市地域福祉活動計画（案）の答申
令和6年3月15日	社協理事会にて五所川原市地域福祉活動計画（案）の審議
令和6年3月27日	社協評議員会にて五所川原市地域福祉活動計画（案）の承認



ささえあいプラン

～第3次五所川原市地域福祉活動計画～

発行年月 令和6年3月

発行 社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会

編集 五所川原市地域福祉活動計画策定事務局

〒037-0065 五所川原市字幾世森218番地6

TEL 0173-34-3494

FAX 0173-35-5855

E-mail gccswg@gccsw.net